

第二回南洋領事會議報告書

大正十三年八月二十日編

外務省歐米局第二課
通商局總務課

一六	賠償金特別會計所屬收入金ノ使途ニ關スル件	昭和二年十月
一七	賠償金特別會計ノ資金使途ニ關スル件	昭和三年一月
一八	第五十七議會賠償金特別會計參考書	昭和四年十二月
一九	賠償ノ要求スヘキ事項及金額ノ調査	

第二回南洋領事會議報告抄目次

緒言

第一章 第二回南洋領事會議決議

決議 一

決議 二 (南洋經濟發展策)

南洋經濟發展策ニ關スル決議説明

決議 三 (南洋印度領事館充實)

第二章 第二回南洋領事會議々事要録

第一節 貿易發展策

第一款 輸出貿易

(A) 金融問題

一 二 二 九 三〇 三一 三一 三一 三一

第三款	國際貿易	五二
	(四) 同輸入税ノ整理輕減ニ關スル件	五一
	(三) 特産品ノ本邦市場ヘノ紹介	五一
	(二) 天然資源ノ調査ニ關スル件	四九
	(一) 金融、運賃、取引方法ニ關スル件	四八
第二款	輸入貿易	四八
	(F) 排日對策	四六
	(E) 重要輸出商品ニ對スル方策	四六
	(D) 對南洋本邦品販路擴張對策	四三
	(C) 販賣問題	三八
	(B) 南洋印度向特殊商品ノ製造奨勵	三七

(B) 南洋印度向特殊商品ノ製造奨勵
 (C) 販賣問題
 (D) 對南洋本邦品販路擴張對策
 (E) 重要輸出商品ニ對スル方策
 (F) 排日對策

第二款 輸入貿易
 (一) 金融、運賃、取引方法ニ關スル件
 (二) 天然資源ノ調査ニ關スル件
 (三) 特産品ノ本邦市場ヘノ紹介
 (四) 同輸入税ノ整理輕減ニ關スル件

第三款 國際貿易

第三節 獎勵制度

- (一) 國庫補助金の充てられし事業に關する獎勵
- (二) 地方自治体の補助金の充てられし事業に關する獎勵
- (三) 官立事業に關する獎勵
- (四) 私立事業に關する獎勵
- (五) 農林水産事業に關する獎勵
- (六) 工業事業に關する獎勵
- (七) 商業事業に關する獎勵
- (八) 交通事業に關する獎勵
- (九) 教育事業に關する獎勵
- (十) 文化事業に關する獎勵
- (十一) 慈善事業に關する獎勵
- (十二) 其他の事業に關する獎勵

第二節 産業發展策

- (一) 積極的獎勵方法 五二
- (二) 所得稅減免ニ關スル件 五二
- (一) 有望産業調査上ノ注意事項 五三
- (二) 企業金融機關ノ改善及創設ニ關スル事項 五四
- (三) 企業經營ノ指導ニ關スル件 五五
- (四) 南洋ニ於ケル護謨園及麻栽培業救濟問題 五六
- (五) 爪哇製糖會社買收經營ニ關スル件 五七
- (六) 鐵礦及木材業經營ニ關スル件 五七
- (七) 燐寸、莫大小製造業經營ニ關スル件 五八
- (八) 南洋漁業發展ニ關スル件 五九

(イ)	南洋關係官業家表彰ニ關スル件	五九
(ロ)	本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件	六〇
(ハ)	参考資料ノ(1)	六一
(ニ)	参考資料ノ(2)	六六
(ヘ)	参考資料ノ(3)	六七
第三節	移植民發展策	七一
甲	南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題	七一
乙	個人小企業ノ有望ト其獎勵助長	七一
丙	投資産業ノ發展ニ伴フ移植民發展策	七二
第四節	本邦航運業助長策	七三

(イ)	南洋關係官業家表彰ニ關スル件	五九
(ロ)	本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件	六〇
(ハ)	参考資料ノ(1)	六一
(ニ)	参考資料ノ(2)	六六
(ヘ)	参考資料ノ(3)	六七
第三節	移植民發展策	七一
甲	南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題	七一
乙	個人小企業ノ有望ト其獎勵助長	七一
丙	投資産業ノ發展ニ伴フ移植民發展策	七二
第四節	本邦航運業助長策	七三

第四節 本邦船隻の進出

丙、本邦船隻の進出に付、其の進出の制限

乙、本邦船隻の進出に付、其の制限の緩和

甲、南洋方面の航路に關する問題

第五節 南洋方面の航路

陸、南洋方面の航路に關する問題

陸、南洋方面の航路に關する問題

陸、南洋方面の航路に關する問題

陸、南洋方面の航路に關する問題

陸、南洋方面の航路に關する問題

陸、南洋方面の航路に關する問題

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

六二

六一

六〇

第五節 南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

甲、児童教育ノ根本方針

乙、指定學校以外ノ小學校教員ニ對シ指定

學校同様ノ特典ヲ附與セラレタキコト

丙、在外児童國民教育費國庫支辨ノ件

丁、小學校教科書中ニ南洋及印度ニ關スル

事項挿入ノ件

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

八四

八五

奉送研入、骨

八〇

丁、小學校修繕費中ニ南幣及油料ニ關スル件

丙、本邦郵政省及南洋支那支務、骨

乙、本邦郵政省、南洋支那支務、骨

甲、本邦郵政省、南洋支那支務、骨

正副、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

丙、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

乙、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

甲、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

正副、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

丙、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

乙、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

甲、南洋支那支務、南洋支那支務、骨

戊、視學官派遣方ノ件

八一

己、新嘉坡ニ寄宿會設置費用補助方ノ件

八二

第六節 本邦郵政省、巡廻若クハ病院設置及

補助ニ關スル件

八四

第七節 領事館設置ニ關スル件

八五

甲、メダン

八五

乙、マカッサ

八六

丙、スマラン

八七

丁、サンダカン

八七

戊、サンボアガ

八九

己、メルボルン

九〇

庚、ブルーム	九三
辛、ニコイカレドニア島ヌメア市	九四
壬、カラチ	九四
癸、マドラス	九八
第八節 新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件	一〇一
第九節 輸出検査規則ニ特別設定方ノ件	一〇二
第三章 附 錄 (南洋方面經濟發展策答申)	一〇三
(1) 貿易發展策	一〇四
(2) 産業上ノ發展策	一〇八
(3) 移民發展策	一一二
(4) 本邦航運策助長策	一二四

(以上)

五、...	八〇
六、...	八一
七、...	八二
八、...	八三
九、...	八四
十、...	八五
十一、...	八六
十二、...	八七
十三、...	八八
十四、...	八九
十五、...	九〇
十六、...	九一
十七、...	九二
十八、...	九三
十九、...	九四
二十、...	九五
二十一、...	九六
二十二、...	九七
二十三、...	九八
二十四、...	九九
二十五、...	一〇〇

第二回南洋領事會議報告抄

緒言

第二回南洋領事會議ハ大正十三年六月二日ヨリ同十四日迄蘭領東印度「ジャヴァ」島「バタヴィア」ニ開催セラレ帝國ノ南洋方面經濟發展策其ノ他各種ノ問題ニ關シ討議スル所アリタルカ本書ハ同會議報告書中ヨリ適當ノ事項ヲ抜抄シテ編成セルモノナリ蘭領東印度及佛領印度支那各政府ノ如キハ近來帝國ノ態度公正ニシテ所遠政治的野心ヲ抱クモノ非ラサルコトヲ漸次了解スルニ至レリト雖モ帝國官憲又ハ責任アル政治家等カ公然「南洋發展策」「南進策」「蘭南策」等ヲ云爲スルハ稍モスレハ疑惑ヲ招キ易キ所ナルヲ以テ十分注意ヲ要スヘク從テ本書モ亦機密扱トスル必要アリトス

（以下は、文脈が不明なため、正確な転写は困難です。概略的な内容として）
... 南洋印度ハ支那ト共ニ本邦ニ近接シ住民ノ文化未タ普及カラスト雖人口四億ヲ算シ我一般製品ノ市場トシテハ到底歐米各國ノ比ニアラサルナリ加之其無盡蔵ナル資源ハ本邦大小企業家ノ開發ヲ嚮導シ又棉花、米、砂糖ノ如キ本邦需要ノ工業原料及食糧ノ供給ヲ多ク南洋印度方面ニ仰キ居レルノ實情ニ顧ミルトキハ該方面カ如何ニ經濟上本邦ト密接ナル關係ニアルヤヲ知ルニ難カラス日蘭關係ノ良好ナルニ加ヘ今ヤ日英條約ノ改訂ナリ佛領印度支那トノ間ニ密切關係ノ際アル際支那ニ對スル經濟的發展ト共ニ今後益々我國經濟的勢力ヲ南洋印度方面ニ傾注スルノ必要ヲ認ム而モ從來我國對南洋諸國ノ關係ヲ見

第一章 第二回南洋領事會議

決議 一

南洋印度ハ支那ト共ニ本邦ニ近接シ住民ノ文化未タ普及カラスト雖人口四億ヲ算シ我一般製品ノ市場トシテハ到底歐米各國ノ比ニアラサルナリ加之其無盡蔵ナル資源ハ本邦大小企業家ノ開發ヲ嚮導シ又棉花、米、砂糖ノ如キ本邦需要ノ工業原料及食糧ノ供給ヲ多ク南洋印度方面ニ仰キ居レルノ實情ニ顧ミルトキハ該方面カ如何ニ經濟上本邦ト密接ナル關係ニアルヤヲ知ルニ難カラス日蘭關係ノ良好ナルニ加ヘ今ヤ日英條約ノ改訂ナリ佛領印度支那トノ間ニ密切關係ノ際アル際支那ニ對スル經濟的發展ト共ニ今後益々我國經濟的勢力ヲ南洋印度方面ニ傾注スルノ必要ヲ認ム而モ從來我國對南洋諸國ノ關係ヲ見

一、南洋米品ノ輸入、最近ノ趨勢ヲ詳論スルヲ得サルモ、今大正十一年ニ終ル十ヶ年間ノ我國輸出貿易ノ大勢ヲ觀察スルニ、戰前ノ大正二年ニ於テハ南北亞米利加ハ總輸出額ノ四割六分ヲ占メ、次ハ支那ノ二割九分ニシテ、歐洲ノ二割三分之ニ次キ南洋印度ハ一割四分ノ順位ナリシカ、大正九年ニ於テハ亞米利加三割二分支那二割八分南洋印度二割五分歐洲一割ノ順位ニシテ、南洋印度貿易ハ著大ナル進歩ヲ示セリ、歐洲戰後歐米品ノ襲來ニ依リ著シク減退シ、大正十一年ニ於テ亞米利加四割六分支那二割五分南洋印度一割六分歐洲九分ノ割合ヲ示シ、印チ米國ハ依然トシテ我國輸出貿易上ノ首位ヲ占メ、支那ハ二割五分乃至三割ノ間ヲ上下シテ第二位ニ居リ、而シテ南洋印度ハ大正八九年ノ好況

ルニ優ルヤ論ナシ、吾人ハ未タ最近ノ本邦外國貿易統計書類ヲ入手スルニ至ラス、從テ茲ニ最近ノ趨勢ヲ詳論スルヲ得サルモ、今大正十一年ニ終ル十ヶ年間ノ我國輸出貿易ノ大勢ヲ觀察スルニ、戰前ノ大正二年ニ於テハ南北亞米利加ハ總輸出額ノ四割六分ヲ占メ、次ハ支那ノ二割九分ニシテ、歐洲ノ二割三分之ニ次キ南洋印度ハ一割四分ノ順位ナリシカ、大正九年ニ於テハ亞米利加三割二分支那二割八分南洋印度二割五分歐洲一割ノ順位ニシテ、南洋印度貿易ハ著大ナル進歩ヲ示セリ、歐洲戰後歐米品ノ襲來ニ依リ著シク減退シ、大正十一年ニ於テ亞米利加四割六分支那二割五分南洋印度一割六分歐洲九分ノ割合ヲ示シ、印チ米國ハ依然トシテ我國輸出貿易上ノ首位ヲ占メ、支那ハ二割五分乃至三割ノ間ヲ上下シテ第二位ニ居リ、而シテ南洋印度ハ大正八九年ノ好況

前年同様に不景気を醸成し、輸出は前年比で約五割減、輸入は前年比で約二割増となつた。この結果、貿易収支は前年比で約一割減となつた。

貿易収支は、輸出と輸入との差額である。輸出は、前年比で約五割減となつたが、輸入は前年比で約二割増となつた。この結果、貿易収支は前年比で約一割減となつた。

貿易収支の減少は、輸出の減少と輸入の増加の両方によるものである。輸出の減少は、世界的な不景気による需要の減少、および日本産品の競争力低下によるものである。輸入の増加は、国内需要の増加、および海外産品の競争力向上によるものである。

貿易収支の減少は、日本の貿易政策に問題があることを示している。日本は、輸出の促進と輸入の抑制を図るべきである。輸出の促進には、品質向上と価格競争力の強化が重要である。輸入の抑制には、輸入関税の引き上げと輸入制限の導入が効果的である。

以上、貿易収支の減少の原因と対策について説明した。貿易収支の減少は、日本の貿易政策に問題があることを示している。日本は、輸出の促進と輸入の抑制を図るべきである。輸出の促進には、品質向上と価格競争力の強化が重要である。輸入の抑制には、輸入関税の引き上げと輸入制限の導入が効果的である。

時ニ比スレハ大ニ減退セルヲ見ルモ之ヲ挽回ノ爲ニ正二年ニ比スレハ
 尙二分ノ増加ヲ示セリ

由是觀之我輸出貿易上米齒ハ勿論主要ナルニ相違ナキモ今輸出品ノ
 内容ニ巨リ具サニ之ヲ研究スルニ對米輸出トシテハ殆ト生絲ヲ以テ
 占メラルルノ觀アルニ反シ南洋印度向ノモノハ綿織物、陶磁器、マ
 ツ子、マリヤス製品、硝子製品、珪瑯磁器等我國製造各般ノ商品ニ
 巨レリ是即チ吾人カ支那貿易ト共ニ南洋印度ノ貿易ヲ重要視スル所
 以ナリ有體ニ之ヲ云ヘハ我國ノ製造工業未タ歐米先進國ニ及ハサル
 モノ多ク優良品トシテ歐米製品ニ對抗シ世界ノ市場ニ競争スルコト
 不可能ナルモノアルニ不獨獨リ支那南洋印度地方ノ市場ニ歐米品ト
 競争シ得ルハ之等諸國ノ人文未タ開ケス從テ我國品ニ取テ好箇ノ

... 南洋印皮力面ニ於ケル我貿易ハ戦後甚ク振ハサ
ルノ現状ニアルモ如上ノ事情ヲ考算シ今後其ノ施設宜シキヲ得ルニ
於テハ相富之ヲ恢復スルコト必スシモ困難ニアラス加之我南洋貿易
カ戦後俄々彼ノ日貨排斥運動ノ爲ノ累セラタルモノ大ナリシ等ノ事
情ニ想到スルトキハ今後之等亞細亞國民ノ諒解ヲ得ルニ努ムルニ於
テハ益々本邦品ノ敷路ヲ擴張シ得ルハ蓋シ疑ヲ容レサル所ナリ
叙上ハ主トシテ我輸出貿易ニ關聯シ陳述セル處ナルモ轉シテ輸入貨
易ニ就テ之ヲ与ルニ邦人ノ生存ニ必要ナル米穀ハ佛領印度、暹羅及
緬甸ニ之ヲ仰カサルヘカラス砂糖ハ之ヲ爪哇ニ需メ棉花ハ之ヲ印度
ニ仰キ而カモ之等ノ食料又ハ原料品ノ需要ハ我國人口増殖並製造工
業ノ發達ニ伴ヒ益々増大シツツアリ

顧客タレハナリ今ヤ南洋印皮力面ニ於ケル我貿易ハ戦後甚ク振ハサ
ルノ現状ニアルモ如上ノ事情ヲ考算シ今後其ノ施設宜シキヲ得ルニ
於テハ相富之ヲ恢復スルコト必スシモ困難ニアラス加之我南洋貿易
カ戦後俄々彼ノ日貨排斥運動ノ爲ノ累セラタルモノ大ナリシ等ノ事
情ニ想到スルトキハ今後之等亞細亞國民ノ諒解ヲ得ルニ努ムルニ於
テハ益々本邦品ノ敷路ヲ擴張シ得ルハ蓋シ疑ヲ容レサル所ナリ
叙上ハ主トシテ我輸出貿易ニ關聯シ陳述セル處ナルモ轉シテ輸入貨
易ニ就テ之ヲ与ルニ邦人ノ生存ニ必要ナル米穀ハ佛領印度、暹羅及
緬甸ニ之ヲ仰カサルヘカラス砂糖ハ之ヲ爪哇ニ需メ棉花ハ之ヲ印度
ニ仰キ而カモ之等ノ食料又ハ原料品ノ需要ハ我國人口増殖並製造工
業ノ發達ニ伴ヒ益々増大シツツアリ

第一、南洋印度ハ支那ト共ニ我ニ大輸出トシテ將來一層開發ノ

餘地ヲ存シ以爲際ニ於テハ米國又ハ歐洲ニ比シ政治及經濟上吾人ノ
一層注目ヲ要スヘキモノアリ
吾人ハ從來是等ノ點ニ着眼シ拮据施設ヲナシ醜態ト被ヒ懲補ヲ意ト
セス一意專念南洋發展ノ策ヲ講スルニ努メツツアリト雖動モスレハ
我朝野當事者ニ於テ徒ラニ歐米方面ヲ重視シ印度南洋方面ヲ冷視ス
ルノ傾向無キニシモアラス先年第一回南洋領事會議ニ於テ爲シタル
幾多ノ重要ナル論議選言モ聯力雲煙過眼ニ附セラレタルノ概アリ之
レ今回第二回南洋領事會議ヲ開催スルニ當リ開會劈頭此決議ヲナシ
タル所以ナリトス希クハ我政府當局ニ於テ本決議ノ精神ヲ察シ今一
層我朝南洋發展ニ意ヲ注カレンコトヲ切望シテ止マサル次第ナリ

要之南洋印度ハ支那ト共ニ我ニ大輸出トシテ將來一層開發ノ
餘地ヲ存シ以爲際ニ於テハ米國又ハ歐洲ニ比シ政治及經濟上吾人ノ
一層注目ヲ要スヘキモノアリ
吾人ハ從來是等ノ點ニ着眼シ拮据施設ヲナシ醜態ト被ヒ懲補ヲ意ト
セス一意專念南洋發展ノ策ヲ講スルニ努メツツアリト雖動モスレハ
我朝野當事者ニ於テ徒ラニ歐米方面ヲ重視シ印度南洋方面ヲ冷視ス
ルノ傾向無キニシモアラス先年第一回南洋領事會議ニ於テ爲シタル
幾多ノ重要ナル論議選言モ聯力雲煙過眼ニ附セラレタルノ概アリ之
レ今回第二回南洋領事會議ヲ開催スルニ當リ開會劈頭此決議ヲナシ
タル所以ナリトス希クハ我政府當局ニ於テ本決議ノ精神ヲ察シ今一
層我朝南洋發展ニ意ヲ注カレンコトヲ切望シテ止マサル次第ナリ

南洋經濟發展策
第一輸出貿易促進ニ就而
輸出貿易促進ニ關スル從來ノ方針施設カ外國市場ニ於ケル商品
調査並ニ輸出品ノ製産技術方面ノ獎勵ニ偏スル弊ヲ改メ今後販
賣及取引ニ重キヲ置キ進ンテ販賣取引組織上ノ根本的改善ヲ計
ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム

決議 二

南洋經濟發展策

第一輸出貿易促進ニ就而

輸出貿易促進ニ關スル從來ノ方針施設カ外國市場ニ於ケル商品
調査並ニ輸出品ノ製産技術方面ノ獎勵ニ偏スル弊ヲ改メ今後販
賣及取引ニ重キヲ置キ進ンテ販賣取引組織上ノ根本的改善ヲ計
ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム

第二外國間貿易指導獎勵ニ就而

輸出貿易不振ノ現状ニ於而本邦國際貸借ヲ有利ニ導ク可ク有效
ナル一方途トシテ現ニ南洋印度方面ニ於テ發達シツツアル邦人
國際貿易業ニ適當ナル指導獎勵ヲ與フヘシ

南洋方面ニ對シ雜貨貿易ノ重要ナルト排日對策及移殖民發展ノ見地ヨリ在外個人企業者ノ發達ヲ助成スル目的ヲ以テ信託式小銀行ヲ創設スヘシ

第六 輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

第三企業金融ノ改善ニ就而

南洋方面企業金融ノ根本的改善ノ必要ニ基キ本邦ニ於テ長期低利資金制度ヲ創設シ南洋拓殖金融機關ヲ整備スヘシ

第四特種商品ノ輸出獎勵制度ニ就而

本邦生産工業發達ノ現状ニ鑑ミ輸出貿易ノ將來發展ノ爲メ南洋方面向特種輸出品製造販賣獎勵ノ制度ヲ新設スヘシ

第五信託式小銀行創設ニ就而

南洋方面ニ對シ雜貨貿易ノ重要ナルト排日對策及移殖民發展ノ見地ヨリ在外個人企業者ノ發達ヲ助成スル目的ヲ以テ信託式小銀行ヲ創設スヘシ

第六 輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

第六 南洋移民の発展

南洋移民の発展

南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。

南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。

南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。

南洋移民の発展は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。南洋の移民は、南洋の各島に於て、漸くその地位を確立し、自給自足の生活を営み、南洋の発展に貢献するに至る。

第七 移民の発展

大規模の南洋移民は、労働関係及南洋官民との喜ハサル関係ヨリ見テ困難且ツ不得策ト認メラルル處南洋ニ於ケル支那人印度人ニ代ハルヘキ商人其他移民ノ名義ヲ帯ヒサル各種職業者ノ増加發展ハ右ノ如キ困難ヲ伴ハサルノミナラス之ヲ通商航運排日對策其他各方面ヨリ見テ益モ望マシク一種ノ移民ト認メラル

附 録 一 國 際 情 勢 及 日 本 情 勢

國際情勢の概観 日清戦争の経過 日露戦争の経過 日韓戦争の経過 日支戦争の経過 日独戦争の経過 日米戦争の経過 日ソ戦争の経過 日露戦争の経過 日支戦争の経過 日独戦争の経過 日米戦争の経過 日ソ戦争の経過

ルヲ以テ政府ニ於テ之カ増加發展助成ノ方針ヲ採ラルル事必要ナリト認ム

南洋經濟發展策ニ關スル決議説明

第一輸出貿易促進ニ就而

最近南洋印度方面日本品賣行狀態ヲ見ルニ爲替下落ニ歸因スル一時的賣行ヲ除キテハ歐米支那印度品ニ壓迫セラレ漸次其販路ヲ失ヒツツアリ而シテ其主因ハ日本品ノ價格割高ナル點ニアリトス然レトモ其程度ハ最近大阪朝日新聞印度市場ニ於ケル日本品ノ摺頭ト題シ論セルカ如ク超ユ可カラサル程大ナルニ非ス最近倫敦タイムス經濟記者ハ日本品ノ海外市場ニ於ケル競争力ノ減退ヲ指摘シ其原因ヲ勞銀ノ昂騰労働者能率ノ減退ト輸出取引ノ不備ニ歸シタルカ前者ハ本邦内地ノ金利及物價高ト共ニ其改善容易ナラサルヤニ認メラルルモ後者部ヲ輸出取引ノ改善ニ就テハ充分ノ見込アリ

其其因大衆の... 其利益ヲ庶幾シ日本品ノ販賣ニ努力セシムル唯一ノ策タルニ心付カ
 ス憚ムヘキ自己競争ヲ惹起シ自殺的結果ニ陥リツツアルニ不拘之ヲ
 放任シツツアリ若シ之等取引組織ノ改善ヲ計ルニ於テハ優ニ製産品
 割高ノ缺點ヲ補ヒ得テ餘リアリ克ク外國民ニ對抗シテ販路ヲ擴張シ
 得ト認ム之カ改善ノ方策トシテハ歐米品ニ倣ヒ製造家ノ合同協定ト
 組合ノ組織ニ依リ共同販賣ヲ策スルノ外之ヲ輸出商並ニ其海外取引

由來輸出品ニ對スル我朝野ノ施設ヲ見ルニ悉ク皆製造方面ニ傾倒セ
 ラレテ輸出販賣ノ方面ハ等閑ニ附セラレタリ其結果或ハ投機取引ニ
 流レ邦商相互間無謀ノ競争ヲ惹起シ市價ノ激變品質ノ低下ヲ招來シ
 輸出取引ニ大ナル障碍トナレルテ黙過シツツアリテ南洋印度輸出促
 進上是等市場販賣機關ノ中樞タル問屋卸屋ニ對シ一手取引ニ依リテ
 其利益ヲ庶幾シ日本品ノ販賣ニ努力セシムル唯一ノ策タルニ心付カ

其其因大衆の... 其利益ヲ庶幾シ日本品ノ販賣ニ努力セシムル唯一ノ策タルニ心付カ
 ス憚ムヘキ自己競争ヲ惹起シ自殺的結果ニ陥リツツアルニ不拘之ヲ
 放任シツツアリ若シ之等取引組織ノ改善ヲ計ルニ於テハ優ニ製産品
 割高ノ缺點ヲ補ヒ得テ餘リアリ克ク外國民ニ對抗シテ販路ヲ擴張シ
 得ト認ム之カ改善ノ方策トシテハ歐米品ニ倣ヒ製造家ノ合同協定ト
 組合ノ組織ニ依リ共同販賣ヲ策スルノ外之ヲ輸出商並ニ其海外取引

先ニ及ホシ專用商標又ハ販賣區域ノ制定ニ依テ製造輸出販賣取引ノ
間一定ノ系統ヲ作り秩序アル組織的販賣ヲ實現シ海外市場問屋卸屋
ノ利益ヲ保障スルニ在リ
右狀態ニ違ミ本會議ハ政府ニ於テ輸出促進委員會ヲ組織シ先ツ一方
ニ於テハ輸出品製造輸出業者ノ合同協定、共同販賣組織、問屋ヲ利
用スル一手販賣及專用商標制度ヲ調査研究シ廣ク此點ニ於ケル本邦
當業者ノ弊害ヲ指摘シ其改善ヲ提唱スルト共ニ専門調査委員ヲ南洋
印度市場ニ派遣シ問屋卸屋ヲ調査シテ適任者ヲ選定シ之トノ取引ヲ
當業者ニ推奨シ内外相聯絡シテ右改善ヲ實現ス可シ
第二外國間貿易促進ニ就而
南洋印度方面相互間及之ト歐洲東洋方面間ノ天產物取引市場ノ發達

南洋印度方面相互間及之ト歐洲東洋方面間ノ天產物取引市場ノ發達

最近の貿易状況は、前年比で増加傾向にある。これは、天候の恵みによる農産物の増産、および海外市場の拡大による輸出の増加に起因する。特に、米、大豆、小麦などの主要農産物の輸出が顕著である。また、工業製品の輸出も、自動車、機械、電気製品などを中心に増加している。一方、輸入は、石油、鉄鉱石、穀物などが増加しているものの、工業製品の輸入は減少傾向にある。貿易の増進は、国内産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献している。

貿易の増進は、国内産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献している。特に、米、大豆、小麦などの主要農産物の輸出が顕著である。また、工業製品の輸出も、自動車、機械、電気製品などを中心に増加している。一方、輸入は、石油、鉄鉱石、穀物などが増加しているものの、工業製品の輸入は減少傾向にある。貿易の増進は、国内産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献している。

貿易の増進は、国内産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献している。特に、米、大豆、小麦などの主要農産物の輸出が顕著である。また、工業製品の輸出も、自動車、機械、電気製品などを中心に増加している。一方、輸入は、石油、鉄鉱石、穀物などが増加しているものの、工業製品の輸入は減少傾向にある。貿易の増進は、国内産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献している。

最近顯著ナルモノアルト共ニ多数ノ本邦貿易商社ハ外國商社ト對抗シテ着々其商權ヲ之等國際貿易上ニ確立シ來レル處最近本邦對外貿易逆轉甚シク海外投資利得其他運賃保險料ニ依ル貿易外ノ受取勘定ノ増加モ容易ナラサルノ現状ニ鑑ミ既ニ相當發達ヲ遂ケ且ツ現ニ其金融ノ相キモ主トシテ外國銀行ヲ利用シツツアリ將來ノ發展亦大ニ望アル之等國際貿易業者ヲシテ其取引ヲ徒ラニ投機的ナラシメサルト共ニ堅實ナル發展ノ地歩ヲ築カシムル様今ニ於テ適當ナル指導ヲ爲スコト緊要ニシテ特ニ之等商社ニ對スル本邦爲替銀行ノ適當ナル金融保證ノ設定海外企業所得稅ノ減免在南洋印度會社法ノ制定又嗜好ナル運搬方面ノ按排等ノ方法ニ依リ消極、

積極兩方面ヨリ之カ指導發達ヲ期スルヲ要ス

南洋南洋の形勢... 爲る南洋の形勢... 更に... 更に... 更に...

第三企業金融ノ改善ニ就而

我國民經濟維持發展ノ根本策ハ既ニ逆調ニ陥レル對外貸借ヲ有利ニ導クコトニ存ス然ルニ輸出貿易ノ實情ニ付テ之ヲ鑑ルニ生絲ニ對スル米國需要ノ將來ニ對シテハ世界的不況ノ恢復容易ナラサルト人造絹糸需要ノ勃興トヲ考慮スルトキハ現在以上ニ多大ノ期待ヲ繁クコト能ハス生絲以外ノ本邦輸出品ノ販路擴張ニ付キテモ歐米各國ノ復興的努力、支那印度南洋ニ於ケル小工業家内工業ノ勃興、内地金利劣銀高、職工能率減退等ノ事情ヨリ見テ之カ増進必スシモ容易ナラス從而國際貸借上ノ逆調ヲ輸出貿易ノミニ依リテ調節センコト容易ナラス進ンテ各種ノ海外企業ヲ奨励シ其所得送金ニ依リ對外貸借ノ決濟ヲ計ル事緊要ニシテ此點ニ於テ南洋方

一、各種栽培業、礦業、林業、國際商業、及個人企業等何レモ有望ナルモ
 ノ多キヲ以テ之等ニ對シ今後一層ノ獎勵援助ヲ與フル方針ヲ採用
 スルヲ要ス然レトモ輸出獎勵ノ爲メ必要ナルヘキ輸出品ノ製造資
 金ト云ヒ又前記各種ノ企業投資ト云ヒ孰レモ長期低利資金ヲ必要
 トスルモノナルニ拘ラス目下内地ニ於テハ復興資金調達サヘ困難
 ナル事情ナルニ鑑ミ右企業資金調達ノ如キハ當分見込ナキヤニ考
 ヘラル然レトモ我對外發展上ノ施設ハ具緊急ナルコト敢テ復興ニ
 劣ラス而カモ之ヲ金融ノ立場ヨリ考慮スルニ假令復興資金ノ調達
 一順ノ曉ニ至ルモ由來本邦金利ハ常ニ高率ヲ維持シ民間資本ノ自
 然的海外流出望ミ難キ情況ニアルノミナラス勸銀興銀東拓ノ如キ
 長期低利資金調達機關モ現在ノ情勢ヨリ推スニ急ニ海外迄手ヲ延

面ノ各種栽培業、礦業、林業、國際商業、及個人企業等何レモ有望ナルモ
 ノ多キヲ以テ之等ニ對シ今後一層ノ獎勵援助ヲ與フル方針ヲ採用
 スルヲ要ス然レトモ輸出獎勵ノ爲メ必要ナルヘキ輸出品ノ製造資
 金ト云ヒ又前記各種ノ企業投資ト云ヒ孰レモ長期低利資金ヲ必要
 トスルモノナルニ拘ラス目下内地ニ於テハ復興資金調達サヘ困難
 ナル事情ナルニ鑑ミ右企業資金調達ノ如キハ當分見込ナキヤニ考
 ヘラル然レトモ我對外發展上ノ施設ハ具緊急ナルコト敢テ復興ニ
 劣ラス而カモ之ヲ金融ノ立場ヨリ考慮スルニ假令復興資金ノ調達
 一順ノ曉ニ至ルモ由來本邦金利ハ常ニ高率ヲ維持シ民間資本ノ自
 然的海外流出望ミ難キ情況ニアルノミナラス勸銀興銀東拓ノ如キ
 長期低利資金調達機關モ現在ノ情勢ヨリ推スニ急ニ海外迄手ヲ延

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

ハシ得ルモノト考ラレス今後永ク本邦金利ノ低下資本ノ自然的流
出ヲ待ツハ餘リニ無策ニ過クルノ憾アレハ此際之等債券銀行以外
ニ議事要録添附参考資料(3)長期低利基金制度案所載ノ如キ資源ニ
付キ研究ヲ重ネ一定額ノ長期低利資金基金ヲ作ルコト緊要ナリ右
基金ノ使途トシテハ輸出品製造、輸出、海外企業ノ順序ヲ以テ一
般輿論ノ反對ヲ招クカ如キ一部資本家ノ利益ニノミ投セス國際的
見地ヨリ廣ク關係業者ヲ包括スル方面ニ使用セラルヘキヲ當然ト
シ海外企業トシテモ殖民地及支那ノ如キ主要ナル方面ヲ考慮スル
ヲ要スルコト勿論ナルモ南洋ハ邦人企業上各種ノ利便ヲ存スルノ
ミナラス本邦製産工業ニ對スル原料及食料品供給ノ立場ヨリ有利
ナル未開ノ利權ニシテ開拓ヲ要スルモノ多キヲ以テ個々ノ事業ニ

... 南洋方面企業金融ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂ヒ之カ振
興ヲ計ル可シ

付キ有意義ナル南洋方面企業金融ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂ヒ之カ振
興ヲ計ル可シ

第四、特種商品ノ輸出奨励ニ就テ

本邦製造工業ハ尙發達ノ道程ニアリテ内地需要ヲ主トシ海外需要ニ對シテハ漸ク内地海外共通若クハ海外各地市場共通商品ノ製造ヲ爲スニ過キス然ルニ南洋印度各地ニハ本邦製造工業ノ程度ニ於テ其ノ製造輸出可能ナル幾多ノ特種商品アリ例之印度ニ於ケル「下
ーチー」瓜哇ニ於ケル「ルンギ」ノ如シ而シテ此等商品ノ製造販賣ヲ奨励スルハ將來ニ於ケル本邦品輸出販路ノ擴張上緊要ナルニ不拘當業者ハ進ンテ之カ製造輸出ニ努ムルコトヲ喜ハス從而之ヲ自然ノ發達ニ求メ難キヲ以テ政府ハ進ンテ之等特種商品ノ調査研究ヲ爲スト共ニ特殊輸出品製造販賣奨励費ヲ支出シ當業者ノ組合團體ノ釀金ト合シテ適當ナル當業者ヲ援助シテ之カ製造輸出ヲ授

此者、額金十台と云は、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
目録、經營ニ於て、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
不虞、經營ニ於て、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、
其ノ後、又其ノ後、額金十台、當該省を開發せんとすに於て、

助獎勵スヘシ

第五、信託式小銀行創設ニ就テ

南洋一帯ニ亘リ邦人小賣商、直輸入問屋商、物産仲買商其他個人
小企業者漸次堅實ニ發展シツツアリテ之ヲ本邦品ノ輸出販路ノ見
地ヨリ見ルモ排日對策ノ見地ヨリ見ルモ將又移殖民發展ノ見地ヨ
リスルモ之カ順調ノ發展ヲ獎勵セサルヘカラスト思考ス然ルニ從
來是等在外邦人ハ全ク指導援助ノ機關ヲ有セス殊ニ金融ニ關シテ
ハ無_ク講其他之ニ類似スルモノニ依リテ僅カニ融通ノ途ヲ講シ居
リシモ大正十年以來是等無_テ講モ窮境ニ陥リ在留邦人發展ノ障
トナリツツアリ直輸入問屋商ハ爲替銀行ノ融通ヲ受ケツツアルモ
是亦十分ナル融通ヲ受クルコト能ハス當方面邦人發展日尙淺ク大

銀行の支店アレトモ何等地方的援助トナラス其他ハ皆所謂小商
人ニシテ大資本ヲ有スルモノナキカ爲邦人間ノ融通行ハレス在留
邦人面ニ信用組合ノ形式ヲ奨励スルハ將來ノ爲メ策ノ得タルモノ
ナレトモ富分實現困難ノ情勢ニアリ寧口信託式小銀行ヲ一スラバ
ヤレニ創設シ漸次之ヲ新嘉坡其他ニ及ホシ之ヲ活用スルコト最モ
時宜ニ適シタルモノト認ム今此種信託會社計畫ノ實例トシテ一ス
ラバヤレ日本人貿易商組合ニ於テハ昨年来資本金百萬圓程度ヲ以
テ其ノ組織ヲ計畫シタルカ右ハ其ノ四分ノ一ヲ拂込ミ其ノ半額ヲ
組合員ニ於テ引受ケ殘額ヲ銀行、船會社及内地輸出業者ニ引受ケ
シメ後若ノ信用ニ依テ拂込額ノ約三倍ノ融通ヲ受ケントスルモノ
ニシテ輸入手形ノ延期保證、在荷金融ヲ地方的ニ營業セントスル

銀行の支店アレトモ何等地方的援助トナラス其他ハ皆所謂小商
人ニシテ大資本ヲ有スルモノナキカ爲邦人間ノ融通行ハレス在留
邦人面ニ信用組合ノ形式ヲ奨励スルハ將來ノ爲メ策ノ得タルモノ
ナレトモ富分實現困難ノ情勢ニアリ寧口信託式小銀行ヲ一スラバ
ヤレニ創設シ漸次之ヲ新嘉坡其他ニ及ホシ之ヲ活用スルコト最モ
時宜ニ適シタルモノト認ム今此種信託會社計畫ノ實例トシテ一ス
ラバヤレ日本人貿易商組合ニ於テハ昨年来資本金百萬圓程度ヲ以
テ其ノ組織ヲ計畫シタルカ右ハ其ノ四分ノ一ヲ拂込ミ其ノ半額ヲ
組合員ニ於テ引受ケ殘額ヲ銀行、船會社及内地輸出業者ニ引受ケ
シメ後若ノ信用ニ依テ拂込額ノ約三倍ノ融通ヲ受ケントスルモノ
ニシテ輸入手形ノ延期保證、在荷金融ヲ地方的ニ營業セントスル

此ノ外ニ於テ本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ
本邦製造品ノ輸出促進長機關ノ創設ニ就テハ

然他ノ一他邦人小企業者ニ及フ際ニシテ且ツ此機關ノ發達ニ遊レ
自然的ニ他ニ及ホスヲ以テ策ノ得タルモノト云フヘシ

第六、輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

本邦製品對南洋印度輸出促進助長機關トシテ百貨店バザール及露市
場ノ海外ニ於ケル創設ハ此際考慮ノ價值充分アリト思考ス蓋シ本
邦製品對南洋印度輸出ニ付印度商又ハ支那商ノ仲介ニ代ハルコト
ハ容易ナラサルニ鑑ミ本邦市場ヲ南洋印度へ延長シ右弊害ノ除去
ト在外邦商ノ發達トテ計ル意味ニ於テ右施設考慮ノ價值アリト認
メラレ又本邦爲替銀行力薄弱ナル在外邦商ニ對シ金融ヲ嫌忌スル
カ爲メニ生スル在外邦商ノ發達並ニ本邦製品輸出促進上ノ障礙ヲ
除去スル意味ニ於テ又本邦製造家及輸出家ノ海外市場ニ取引先

南洋航路の發展

第ハ航運業ノ發展策ニ就テ

南洋航路の發展は、我が國の對外交通に於て最も重要なる點に在り。其の發展を期すには、航運業の發達を第一と爲すべし。...

第ハ航運業ノ發展策ニ就テ

日本孟買間運賃同盟航路ハ本邦ハ日本郵船、大阪商船及英國の三社ノ營ム處ナルカ本邦側有力ニシテ日郵社カ指導者ノ位置ニ在ル...

凡テカ原料品若クハ食料品ニシテ「バルキー、カーゴ」ナルニ
對シ南洋印度本邦輸出品ハ主トシテ製造品ニシテ船腹ヲ要スルコ
ト夥ナキカ爲ニ常ニ片荷トナリ船線上多大ノ困難アリ之カ對策ハ
近來殊ニ當業者ノ膠策ヲ絞ルコト窮策トシテ英印會社P O會社及
蘭船瓜哇支那社等ノ如キハ不得止本邦炭ヲ自家用トシテ買取り之
ヲ持歸リツツアリ最近馬來半島鐵礦運送ニ就キテハ當業者ハ往航
ヲ空船トシテ採算シ得ル特別運送船ノ建造ヲ企畫シツツアル現狀
ナリ若シ政府カ内地ニ於テ右ノ如キ逐年増加ノ趨勢ニ在ル南洋印
度物資ノ輸入同業者ニ對シ印棉積取ノ例ニ倣ヒ運賃組合ヲ作ラシ
メ積取船ヲ指定セシムルノ方針ヲ採リ本邦航運業發展助長ヲ畫策
シ進ンテハ本邦積取、セメント等ノ如キ運賃次第ニテ能ク外國品

凡テカ原料品若クハ食料品ニシテ「バルキー、カーゴ」ナルニ
對シ南洋印度本邦輸出品ハ主トシテ製造品ニシテ船腹ヲ要スルコ
ト夥ナキカ爲ニ常ニ片荷トナリ船線上多大ノ困難アリ之カ對策ハ
近來殊ニ當業者ノ膠策ヲ絞ルコト窮策トシテ英印會社P O會社及
蘭船瓜哇支那社等ノ如キハ不得止本邦炭ヲ自家用トシテ買取り之
ヲ持歸リツツアリ最近馬來半島鐵礦運送ニ就キテハ當業者ハ往航
ヲ空船トシテ採算シ得ル特別運送船ノ建造ヲ企畫シツツアル現狀
ナリ若シ政府カ内地ニ於テ右ノ如キ逐年増加ノ趨勢ニ在ル南洋印
度物資ノ輸入同業者ニ對シ印棉積取ノ例ニ倣ヒ運賃組合ヲ作ラシ
メ積取船ヲ指定セシムルノ方針ヲ採リ本邦航運業發展助長ヲ畫策
シ進ンテハ本邦積取、セメント等ノ如キ運賃次第ニテ能ク外國品

其旨趣を以てして、
三國同盟の維持を以てして、
南洋印度領事館の充實を以てして、
南洋印度領事館の充實を以てして、

決議 三

南洋印度領事館充實

南洋印度ハ決議一ニ述ヘタル如ク帝國ニ取り極メテ重要ナルニ不
拘從來領事館ノ數及内容歐米ニ比シ頗ル貧弱ナルニ付速ニ之ヲ充
實スルヲ必要ト認ム

實大以て受業千圓△

御答承請津藩ノ熱意南洋殖産ニ其ノ誠小食糧ナリニ付植ニ志ヲ寄

附新田更ハ増殖一ニ裁ハシムル以テ南洋ニ取テ進んで實業ナリニ不

南洋殖産事務請書

癸卯年三月

第二章 第二回南洋領事會議議事要録

(南洋方面經濟發展策)

第一節 貿易發展策

第一款 輸出貿易

(A) 金融問題

(一) 輸出金融法

南洋方面本邦輸出品ノ大宗ハ紡績製品ニシテ取扱商亦大商社ナリ從テ爲替銀行ハ充分ノ信用ヲ許與シ居ルヲ以テ現狀ニ於テ特ニ南洋ニ對シ輸出金融法制定ノ必要ナキモ更ニ進テ輸出ヲ促進スルノ見地ヨリ之カ必要ヲ提唱シ度シ但シ絹布類ハ支那印度商ノ取扱ニカカルヲ以テ之等ニ對シ金融法

津波ハ支那海産商ノ振替ニ於テハ其ノ利益ニ甚ク影響シ全額
大輸出ヲ妨害スルノ虞アリ其ノ必要ヲ察知シ更ニ其ノ
ニ就テ特ニ補償ニ據リ輸出金額増進ノ必要ヲ示シ
補償メテ其ノ振替額ハ大分ノ増加ヲ得ルモ其ノ利益
兩者共海産商輸出品ノ大宗ハ海産品ニシテ其ノ利益
付却出金額

國金運出額

第一條 輸出貿易

第二條 貿易振興策

一 國庫券發行

二 國庫券發行

テ適用スルハ不可ナリト認メラル弊口其ノ他ノ雜貨類輸出
ニ對シテ長期ノ信用及保證許與ナス事緊要ナリ蓋銀力最近
其ノ營業方針ヲ消極的トセル以來特ニ其ノ緊要ナルヲ認ム
而シテ雜貨ニ付南洋印度ヲ通シ此種所要資金總額ハ約三百
萬圓程度ナルヘシ

(二) 輸出爲替低利資金ニ關スル件

現行ノ低利爲替資金率六分ヲ更ニ英國其他ノ例ニ沿ヒ五分
乃至四分ニ引下ケラレタク又本邦品輸出促進上其ノ總金額
ヲ更ニ擴張セラレ度シ右資金ハ現在大商社ニ對スル貸出ニ
限ラレ居ルヲ以テ之ヲ小輸出業者ニ及ス様改定スル要アリ
ト認ム尤モ銀行トシテハ此種ノ金融ノ缺損ニ對シ補償ヲ要

（一）... 銀行... 金... 債... 出... 入...
（二）... 銀行... 金... 債... 出... 入...
（三）... 銀行... 金... 債... 出... 入...

求スルコトナラン

（三）爲替元地拂ニ關スル件

南洋ニアリテハ當業者ニ於テ特ニ之カ必要ヲ暗エツツアル
ヲ見ス孟買ニ於テ多少問題トセラレ居ルニ過キサルモ元來
元地拂ハ銀行トシテハ不利ナラスシテ當業者ニ好都合ナル
モノナレハ之ヲ實行スルヲ可トス

（四）海外市場在荷ニ對スル金融

瓜哇ニ於ケル實狀ニ見ルモ毎月輸入品額ノ三倍位ノ市場在
荷アリ之等ノ海外市場在荷ハ手形期日ノ延長ニ依リ辛シテ
金融ヲ得ツツアルノ状態ナルカ現存ノ南洋倉庫會社ハ未タ
充分ニ其ノ機能ヲ發揮スルニ至ラサルヲ以テ之ヲ助成シ歐

... 銀行ノ下ニ信託式小銀行創設ニ關スル件
南洋ハ本邦雜貨ノ輸出市場トシテ有望ニシテ陶磁器ノ如キ
現ニ殆ト獨占ノ狀態ナリ之等商品ノ取扱業者ニ對スル小口
金融ハ大爲蓄銀行ノ應セサルトコロシカモ南洋ハ支那ニ於
ケル如ク一般本邦人ノ發展日尙淺ク相互ノ融通困難ノ實情
ナレハ大銀行航運業者ヨリモ資本ヲ抽出セシメ百萬圓程度
ノ信託會社ヲ「スラバヤ」ニ創設シ漸次其ノ他各地ニ及ホ
ス方法ニ依リ特殊ノ金融ヲ許與セシムル事ヲニ緊要ナル間

洲大陸式倉庫銀行ノ如ク金融ヲモ兼業セシメ自己ノ倉庫ノ
外公設倉庫ヲモ利用シテ海外市場在荷ノ金融ニツキ一層圓
滑ヲ計ラレタキコト

因爲蓄銀行ノ下ニ信託式小銀行創設ニ關スル件

南洋ハ本邦雜貨ノ輸出市場トシテ有望ニシテ陶磁器ノ如キ
現ニ殆ト獨占ノ狀態ナリ之等商品ノ取扱業者ニ對スル小口
金融ハ大爲蓄銀行ノ應セサルトコロシカモ南洋ハ支那ニ於
ケル如ク一般本邦人ノ發展日尙淺ク相互ノ融通困難ノ實情
ナレハ大銀行航運業者ヨリモ資本ヲ抽出セシメ百萬圓程度
ノ信託會社ヲ「スラバヤ」ニ創設シ漸次其ノ他各地ニ及ホ
ス方法ニ依リ特殊ノ金融ヲ許與セシムル事ヲニ緊要ナル間

（一）本邦の輸出品は、戦後、急激に減少した。これは、戦時中の生産制限と戦後のインフレによる購買力低下が原因である。また、戦後の貿易政策の転換も影響している。...

類トシテ請究實行ノ要アリト認ム（決意）

（六）輸出品製造金融ニ關スル件

震災以來本邦輸出品製造復活ノ緊急ナルハ云フ迄モナキ處
特ニ南洋カ本邦小規模製造工場製品市場トシテ重要ナルニ
カカワラス此等製造業者ニ對スル金融不充足ニシテ金融ニ
窮スル餘リ支那漢又ハ印度商ニ盲從スルノ不得止ニ至リ商
品ノ品質低下其ノ他取引ノ不信ヲ來シ陶磁器ノ如キ歐洲諸
國製品ニ其ノ取替ヲ容ハレントシツツアルヲ以テ一國ニ於
テ大發達業者ノ發達ヲ計ルト共ニ之等小工業者ハ合同又ハ
組合組織ニ依リ其ノ信用ヲ強固ニシテ之カ金融ヲ圓滑ニス
ルハ本邦輸出品品質向上ノ要ヲ示シテモ特ニ急務ナリト

八、本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（一）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（二）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（三）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（四）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（五）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（六）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（七）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（八）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（九）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、
（十）本邦銀行の海外業務の進歩は、近年より著しく、その結果として、本邦銀行の海外業務は、

三

(出) 在南洋印度未竟爲蓄金融ノ改善ニ關スル件

本邦爲蓄銀行ハ今日爲蓄上有方ナル立場ヲ和布シ自己ニ在
利ナル爲蓄銀行ヲ行ハントスルノ弊ナキニアラサル處時節頗
爲替政策カ本邦海外貿易上重要ナル點ニ鑑ミ爲替率ノ制定
ニハ極ニ慎重ナル考慮ヲ拂フコト必至ナリト認ム

(内) 南洋方面爲蓄銀行支店増設及代理店改善ノ件

南洋各埠特ニ「カラチ」及「マドラス」其ノ他「サンダカ
ン」 「マカッサル」 「コロンボ」 「バンコック」ニ本邦各
爲蓄銀行ノ支店増設ヲ必要ト認ムルヲ以テ進テ右各埠實情
ヲ調査シ之ヲ實行セラルルノミナラス現在ノ代理店ニ關シ

南洋印度の特産品ノ製造獎勵
 本邦製造工業品ハ大約内地七割安部二割南洋印度一割ノ割合
 ニテ其ノ需要ノ多寡ニ應シ自出ニ其ノ供給ヲ加減セラルル一
 般の製品ヲ主トスル處此外現ニ相當ノ輸出ヲ見ツツアル或種
 ノ「ノリヤス」製品硝子玉五穀米ノ如キ南洋印度向特産品ア
 ルノミナラス「ドークー」及「哇ノールンギ」ノ如キ
 有望ナル特産品アリテ之カ製造輸出可能ナルヲ以テ本邦貿易
 ノ進調勝ナル實情ニ鑑ミ特ニ之等品ノ製造ヲ奨励スルヲ緊
 要ト認ム（一歩）

(B) 南洋印度の特産品ノ製造獎勵

テモ特ニ邦人銀行員ヲ派駐在セシムル等ノ方法ニヨリ本
 邦商人ニ對シ尙一層ノ便宜ヲ與フル點ヲ考慮セラレ度シ
 (B) 南洋印度の特産品ノ製造獎勵

（右側）
本邦ニ於ケル輸出貿易促進上ノ各種施設ハ製造上ノ問題ヲ
主トシ如何ニシテ之ヲ販賣スヘキカノ問題ヲ閑却シ單ニ本
邦ノ大商社又ハ南洋印度ノ大輸入商ト取引スルヲ以テ能事
了レリトスルノ弊アリ元來販賣市場ニ於ケル問屋卸商ハ販
賣ノ中樞ナルヲ以テ是等問屋ヲシテ本邦製品販賣ニ付製造
家ト利害ヲ共ニシ販賣ヲ努力セシムル方法即チ専用商標又
ハ一手取引等ノ方法ヲ講シ以テ現在ノ如キ自己競争又ハ投
機的取引ヲ防キ本邦品ノ實際的輸出促進ヲ計ルヲ要ス本邦
品力從來其ノ販路ヲ擴張セシ主タル理由カ安價ナル投資品

(C) 販賣問題

(一) 輸出品販賣上ノ根本的誤謬ニ關スル件

本邦ニ於ケル輸出貿易促進上ノ各種施設ハ製造上ノ問題ヲ
主トシ如何ニシテ之ヲ販賣スヘキカノ問題ヲ閑却シ單ニ本
邦ノ大商社又ハ南洋印度ノ大輸入商ト取引スルヲ以テ能事
了レリトスルノ弊アリ元來販賣市場ニ於ケル問屋卸商ハ販
賣ノ中樞ナルヲ以テ是等問屋ヲシテ本邦製品販賣ニ付製造
家ト利害ヲ共ニシ販賣ヲ努力セシムル方法即チ専用商標又
ハ一手取引等ノ方法ヲ講シ以テ現在ノ如キ自己競争又ハ投
機的取引ヲ防キ本邦品ノ實際的輸出促進ヲ計ルヲ要ス本邦
品力從來其ノ販路ヲ擴張セシ主タル理由カ安價ナル投資品

無謀ナル競争ノ防止

無謀ナル競争ノ防止
南洋印度輸出ノ大宗タル綿布綿糸絹物ヨリ小雜貨ニ至ル迄製造所ヨリ販賣市場ノ間屋ニ至ル間何等ノ統一の販賣經路ナキ爲凡有一時的又ハ無謀ナル競争行ハルルヲ常トシ到底本邦品ノ販路ヲ確定スル能ハサル實情ナレハ製造家、輸出商、及販賣市場ニ於ケル輸出商等ノ間ニ協定、合同、共同販賣ノ機關ノ創設等ヲ謀リ販賣地ノ間屋ヲ保護シ之等無謀ノ競争ヲ防止スル必要アリ其ノ實現ニ努メラレタシ

問屋ノ援助保護上專用商標ヲ以テ本邦商品ノ賣行ヲ促進スヘキヲ急務ト認ム本制度ノ本邦ニ於ケル發達ヲ助成セラレタシ

(四) 無謀ナル競争ノ防止

對南洋印度輸出ノ大宗タル綿布綿糸絹物ヨリ小雜貨ニ至ル迄製造所ヨリ販賣市場ノ間屋ニ至ル間何等ノ統一の販賣經路ナキ爲凡有一時的又ハ無謀ナル競争行ハルルヲ常トシ到底本邦品ノ販路ヲ確定スル能ハサル實情ナレハ製造家、輸出商、及販賣市場ニ於ケル輸出商等ノ間ニ協定、合同、共同販賣ノ機關ノ創設等ヲ謀リ販賣地ノ間屋ヲ保護シ之等無謀ノ競争ヲ防止スル必要アリ其ノ實現ニ努メラレタシ

（五）急激ナル市價ノ變動ト本邦ニ於ケル産業組織ノ改善ニ關スル件

本邦ニ於ケル急激ナル市價ノ變動ハ海外市場ニ於テ本邦商
品ノ一進一退ノ狀況ヲ繼續セシメ海外市場開墾ヲシテ本邦
品ノ販賣ニ熱心ナラシメサル弊アリ其ノ主因ハ本邦商品ノ
投機的取引ニ起因シ更ニ其ノ投機的取引ニ流ルル原因ハ商
取引上一手取引ノ風行ハレス結局輸出セラルヘキ商品モ一
且ハ内地市場ニ現ハルル點ニアルノミナラス本邦製造工場
カ主トシテ内地需要ヲ目標トスルモノナルタメ内地好況ノ
場合ハ海外市場ヲ等閑ニ附スル弊アルタメナリトス故ニ之
カ改善ヲナサント欲セハ一手取引又ハ責任輸出數額ヲ定ム

英領ニ使マハ一ニ幾時有ノ國家成何ニモヤ商標關係

(B) 商標關係ニ對シテ之ノ利益ニ關スル其特許法

英領商標法ニ據テ註冊スルモノハ其利益ヲ保護スルニ當リ
註冊ニモモシキ註冊ノ目録ヲ製スルコトハ註冊ノ義務ナリ
註冊ノ義務モ亦モ受テ以テ註冊日等ノ聯合商標法ニ據テ註冊人
誰人何人ト申明セザルニ至リ人何人ト申明セザルニ至リ
註冊ノ義務モ亦モ受テ以テ註冊日等ノ聯合商標法ニ據テ註冊人
誰人何人ト申明セザルニ至リ人何人ト申明セザルニ至リ
註冊ノ義務モ亦モ受テ以テ註冊日等ノ聯合商標法ニ據テ註冊人
誰人何人ト申明セザルニ至リ人何人ト申明セザルニ至リ

(C) 英領人トシテ註冊スルモノハ其利益ヲ保護スルニ當リ

英領商標法ニ據テ註冊スルモノハ其利益ヲ保護スルニ當リ
註冊ニモモシキ註冊ノ目録ヲ製スルコトハ註冊ノ義務ナリ
註冊ノ義務モ亦モ受テ以テ註冊日等ノ聯合商標法ニ據テ註冊人
誰人何人ト申明セザルニ至リ人何人ト申明セザルニ至リ
註冊ノ義務モ亦モ受テ以テ註冊日等ノ聯合商標法ニ據テ註冊人
誰人何人ト申明セザルニ至リ人何人ト申明セザルニ至リ

ノ決定ヲ見ル次第ナルカ邦商中商標關係事情ニ明カナル者

尠ク又是等ニ關スル邦文書籍乏シキヲ以テ先ツ其資料ヲ蒐

集シ之ヲ邦譯シテ一般ニ領テ進ンテ英領ニ於テ是等商標關

係紛爭事件ヲ専門的ニ引受クルモノヲ創設シタシ蘭領ニ於

テハ登録主義ナル爲紛爭事件ハ勿論登録上甚シキ不利不便

ヲ惹起シツツアルカ之レ主トシテ事情ニ明カナラサルト

登録手續其ノ他ヲ一手ニ引受クル者ヲ缺ク爲ナレハ英領同

様施設ヲ必要ト認ム現在ノ在「パタビヤ」南洋協會支部商

標事件取扱擴張方ニ付考慮アリタシ

(D) 對南洋本邦品販路擴張對策

(一) 當業者ノ南洋市場調査獎勵

1. 亞細亞の貿易
2. 亞細亞の産業
3. 亞細亞の交通
4. 亞細亞の文化
5. 亞細亞の政治
6. 亞細亞の宗教
7. 亞細亞の歴史
8. 亞細亞の地理
9. 亞細亞の人口
10. 亞細亞の資源

更ニ波斯阿剌比亞阿弗利加東岸埃及「バルカン」方面へ本邦綿布ノ賣行近來著シキヲ以テ單ニ綿布ニ止ラス其ノ他ノ商品ノ新市場トシテ果シテ見込アリヤ否ヤ旅費ヲ派遣シ調査セラレタシ

三 販賣助長機關ノ創設及利用策

見切品共同販賣所ノ創設問題ハ種研究ヲ要ス見切品有利ノ處分ノ如何ニ與テ輸出兩方面ニ採リ大切ニシテ且緊急ヲ要スル問題ナルカ之ヲ熟知スルモ元來剩餘ノ處分ナレハ其ノ影響スルトコロ廣汎ニシテ急ニ決定シ難シ
販賣助長機關トシテ百貨店・市場、「バザール」ノ創設ヲ必要ト認ム（決註）

南洋協會支部「スラバヤ」貿易商組合、新嘉坡實業協會等
 チ補助シ商取引ニ必要ナル調査ヲナサシメタシ但シ之等ノ
 機關ヲシテ直接本邦富業者ト交渉セシムルヲ主義トシ之等
 内地富業者間若ハ其ノ團體ノ出捐ニヨリ補助ヲナス方針ト
 シタシ

(四) 商取引ニ必要ナル調査機關設置ノ件

南洋協會支部「スラバヤ」貿易商組合、新嘉坡實業協會等
 チ補助シ商取引ニ必要ナル調査ヲナサシメタシ但シ之等ノ
 機關ヲシテ直接本邦富業者ト交渉セシムルヲ主義トシ之等
 内地富業者間若ハ其ノ團體ノ出捐ニヨリ補助ヲナス方針ト
 シタシ

(四) 重要輸出商品ニ對スル方策

南洋ニ對スル重要輸出品ノ箇箇ニ付特殊ノ事情ヲ調査シ對策
 チ講スルノ必要アリト認ム (參考資料(1) 參照)

(四) 排日對策

根本的ニ邦人取扱商人ヲ増加スル外現狀ニ於テハ支那人トノ

第二款 輸入貿易

(一) 金融 運賃 取引方法ニ關スル件

南洋方面ヨリスル輸入品ニハ原料及食糧ヲ主トシ巨額ノ船腹金融ヲ必要トセリ

元來本邦爲替銀行ハ之等輸入貿易爲替ヲ目的ニ其ノ支店ヲ南洋各地ニ設置セルモノニシテ從テ之カ金融調達ニ努力シ居リ現在差シタル不便ヲ感シ居ラス但シ濠洲羊毛買付印度棉買付資金及瓜哇糖先物買付保證問題等ニ付キテハ時ニ窮スルコトナキニ非ス此點特ニ注意ヲ拂フヲ要ス

運賃ニ付キテハ大體差シタル不便ナキモ印度棉積取ハ季節的ノモノナル爲メ積棉花商ト船會社間ニ多少利害ノ一致ヲ見サル點

一、本邦船會社ノ活動セシ
 二、尙同盟線運費ニ付テハ尙一層本邦當業者ノ利害ニ一致セシム
 三、ル様當局監視ノ要ヲ認ム
 四、砂糖棉花ノ取引方法ニハ己ニ一定ノ取引條件習慣存スルモ各種
 五、骨紛「タバチカ」其他ニハ未タ一定セルモノナク取引上其ノ條
 六、件ヲ以テ爭フノ弊アレハ速ニ之ヲ一定セシムル必要アリト認ム
 七、(二)天然資源ノ調査ニ關スル件
 八、南洋方面ニ於ケル天然資源利權ノ獲得ハ現在最モ之ヲ努メサル
 九、ヘカラスト認ムル處ナルカ從來屢々好個ノ利權獲得ノ機會アリ
 十、シニ不拘當業者間ノ協調又ハ金融ノ點ニ於テ缺クル所アリ機會
 十一、ヲ失シタルコト多シ今後此ノ點ニ付何等カノ改善ヲ施シ遺憾ナ

キコトヲ期シタシ
猶之等ノ調査ニ關シテハ石炭、鐵、滿掩「クローム」等礦產品
ニ就テハ既ニ當業者ニ於テ大體ノ調査ヲ了リ居ルモ森林牧畜其
ノ他農產品ニ就テハ當業者ノ調査モ行ハレ居ラス今後専門的調
査ヲ必要ト認ム
特ニ石油ニ就テハ官民協同調査及ヒ金融ノ上ニ統一セル機關ヲ
特設シ利權獲得ノ機會ヲ失セサル様努ムルコト必要ナリト認ム
是等天然資源ノ調査ニ關シテハ各地領事館ニ於テ之カ調査ニ努
メタキモ人手不足若ハ之ニ應スヘキ經費ノ存セサル事情等ヨリ
現於ニ於テハ充分ナル結果ヲ齎スコト期待シ難シ此ノ點本省ノ
考慮ヲ切望ス

本邦市場へノ紹介

南洋印度特産品中既ニ本邦ニ於テ利用セラレツアルモノアル
モ猶充分利用セラレサル幾多ノ特産品アリ例ヘハ南洋木材ノ如
キ其ノ一例ニシテ何等カ南洋特産品ヲ本邦富業者ニ周知セシム
ル爲政府關係ノ事業施設ニ之ヲ試用スルノ途ヲ講セラレタシ

(三) 特産品ノ本邦市場ヘノ紹介

(四) 同輸入税ノ整理軽減ニ關スル件

南洋特産品中木材ノ如キハ將來本邦用材トシテ必要ナルモノニ
シテ之カ輸入ヲ奨勵發達セシムヘキモノナルカ現行關稅ハ米松
等ニ比シ甚タ不利ノ状態ニ在ルヲ以テ南洋産木材ヲ特定シテ低
率ノ關稅率ヲ制定シ其他之ニ類スル稅率ノ整理軽減必要ナリト

本邦對外貿易逆差甚シク海外投資利得其他運賃保險料ニ依ル貿
 易外ノ受取勘定ノ増加モ容易ナラサルノ現狀ニ鑑ミ既ニ相當ノ
 發達ヲ遂ケ金融ノ如キモ主トシテ外國銀行ヲ利用シツツアル南
 洋印度方面ニ於ケル本邦爲替銀行ノ國際貿易ニ對スル金融ノ擴

本邦對外貿易逆差甚シク海外投資利得其他運賃保險料ニ依ル貿
 易外ノ受取勘定ノ増加モ容易ナラサルノ現狀ニ鑑ミ既ニ相當ノ
 發達ヲ遂ケ金融ノ如キモ主トシテ外國銀行ヲ利用シツツアル南
 洋印度方面ニ於ケル本邦爲替銀行ノ國際貿易ニ對スル金融ノ擴

認ム

(別添參考資料ノ(2)參照)

第三款 國際貿易

(一) 積極的獎勵方法

(二) 所得稅輕減ニ關スル件

(說明)

本邦對外貿易逆差甚シク海外投資利得其他運賃保險料ニ依ル貿
 易外ノ受取勘定ノ増加モ容易ナラサルノ現狀ニ鑑ミ既ニ相當ノ
 發達ヲ遂ケ金融ノ如キモ主トシテ外國銀行ヲ利用シツツアル南
 洋印度方面ニ於ケル本邦爲替銀行ノ國際貿易ニ對スル金融ノ擴

其の要旨は、二、三、の各条に於て、
（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

張功勞者ノ表障海外企業所得稅ノ減免等ノ方法ニヨリ消極積蓄
兩方面ヨリ之ヲ奨励スルノ必要アリト認ム（決議）
第二節 産業發展策

（一）有望 産業調査上ノ注意事項

從來南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

本邦對外貿易通關ノ現狀ニ係ミ貿易外受取額定増加ノ必要アリ
之カタメニハ主トシテ海外企業ヲ奨励スル方針ヲ樹立シ之カ金
融ヲ援助スル必要アリト認ム南洋方面ニ於テハ從來台灣、華南
兩銀行ニ於テ企業金融ニ努メ來レルモ失敗ニ終リ目下之ヲ中止
シツツアリ東洋拓殖會社モ勸業銀行ノ援助ニ依リ「マニラ」麻
栽培業ノ金融南洋護謄栽培業ニ對スル台銀貸付ノ肩替リ等ヲナ
セシモ更ニ之以上ノ活動困難ナル現狀ニテ到底南洋ニ於ケル長
...

ニ於ケル外人富業者ニタタキハ充分目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ
ト思ハル本省ヨリ勸令ヲ發テ各館ニ於テ之カ蒐集方ニ着手スヘ
シ

(二) 企業金融機關ノ改善及創設ニ關スル事項

...

本邦銀行ノ例ニ倣ヒ選テ企業者經營上ノ指導ニ任スルノ外之ニ
補助ヲ與フル關係官廳ニ於テモ當業者中ヨリ選抜シタル専門家
ヲ派遣シテ調査指導ヲサシムルノ要アリト認ム

三 企業經營ノ指導ニ關スル件

企業ノ成功ハ金融ニ依ル援助ノ有效ナルト共ニ金融業者ノ之カ
指導ニ當ルヲ以テ必要有效ナリト認ム故ニ本邦銀行業者ハ獨逸
企業銀行ノ例ニ倣ヒ選テ企業者經營上ノ指導ニ任スルノ外之ニ
補助ヲ與フル關係官廳ニ於テモ當業者中ヨリ選抜シタル専門家
ヲ派遣シテ調査指導ヲサシムルノ要アリト認ム

期低利資金ノ要求ニ應スル能ハス既ニ海外企業獎勵ヲ方針トセ
ハ貿易ニ爲替銀行必要ナルカ如ク海外企業金融機關必要ナルモ
ノナレハ此際何等カノ方法例ハハ別記私案ノ如キモノニ依リ政
府ハ長期低利基金制度ヲ創設スルト共ニ南洋拓殖銀行ヲ創設ス
ルコト緊要ナリト認ム(一) 淺議(二) 參考資料(三) 參照ノコト

南洋ニ於ケル植樹及膠栽培救済問題
本邦入社者ノ額既ニ八五萬高ク借入金多ク規模小ニシテ地味不
良ノモノ多ク金利高キ實情ニアルモ而モ合同又ハ債務連帯ヲ行
ハシムルコト此ハサルヲ以テ之ニ一定期間ノ利子ノ補給ヲナシ
「カルツール」ハ「Bank」ナルニ一社ヲ興シ一定條件
ヲ定メ之カ救済ノ方法ヲ探ルテ必要ナリト認ム尙此種會社ハ資
金ヲ得ル途閉ク居ルニ於テハ保證會社ニ過マサルヲ以テ資本金
トシテハ大ナルヲ要セス我南洋護謨園救済必要資金總額ヲ假
ニ二千萬圓ト見テモ約三百萬圓ノ資本ヲ以テ之ニ富ルコトヲ待
ハシ尙進テ比洋實應栽培藥亦同様ノ立場ニアルヲ以テ同一方法
ニ依ル救済ヲ希望ス本救済所要ノ資金ハ約二百五十萬圓程度ト

南洋ニ於ケル植樹及膠栽培救済問題
本邦入社者ノ額既ニ八五萬高ク借入金多ク規模小ニシテ地味不
良ノモノ多ク金利高キ實情ニアルモ而モ合同又ハ債務連帯ヲ行
ハシムルコト此ハサルヲ以テ之ニ一定期間ノ利子ノ補給ヲナシ
「カルツール」ハ「Bank」ナルニ一社ヲ興シ一定條件
ヲ定メ之カ救済ノ方法ヲ探ルテ必要ナリト認ム尙此種會社ハ資
金ヲ得ル途閉ク居ルニ於テハ保證會社ニ過マサルヲ以テ資本金
トシテハ大ナルヲ要セス我南洋護謨園救済必要資金總額ヲ假
ニ二千萬圓ト見テモ約三百萬圓ノ資本ヲ以テ之ニ富ルコトヲ待
ハシ尙進テ比洋實應栽培藥亦同様ノ立場ニアルヲ以テ同一方法
ニ依ル救済ヲ希望ス本救済所要ノ資金ハ約二百五十萬圓程度ト

南洋ニ於ケル植樹及膠栽培救済問題

南洋ニ於ケル植樹及膠栽培救済問題
本邦入社者ノ額既ニ八五萬高ク借入金多ク規模小ニシテ地味不
良ノモノ多ク金利高キ實情ニアルモ而モ合同又ハ債務連帯ヲ行
ハシムルコト此ハサルヲ以テ之ニ一定期間ノ利子ノ補給ヲナシ
「カルツール」ハ「Bank」ナルニ一社ヲ興シ一定條件
ヲ定メ之カ救済ノ方法ヲ探ルテ必要ナリト認ム尙此種會社ハ資
金ヲ得ル途閉ク居ルニ於テハ保證會社ニ過マサルヲ以テ資本金
トシテハ大ナルヲ要セス我南洋護謨園救済必要資金總額ヲ假
ニ二千萬圓ト見テモ約三百萬圓ノ資本ヲ以テ之ニ富ルコトヲ待
ハシ尙進テ比洋實應栽培藥亦同様ノ立場ニアルヲ以テ同一方法
ニ依ル救済ヲ希望ス本救済所要ノ資金ハ約二百五十萬圓程度ト

南洋印度方面ニ於ケル製造工業ニシテ本邦人ノ經營スルニ有望ナルモノ多クアル處就中現ニ問題トナレル本邦人經營ノ印度燐寸業モ増税ニ加フルニ最近瑞典燐寸ノ獨占的專業經營計畫ノ實行ニ依リ漸次買收セラレントシツツアリ本邦當業者モ此ノ事態ニ鑑ミ特ニ大資本ノ組織的發展策ニ依リ進テ有望ナル之等製造業ノ經營ニ任センコトヲ希望ス

南洋印度方面ニ於ケル製造工業及南洋方面ニ於ケル木材ハ共ニ有望企業ナリト認ム
今後益之カ發展又ハ新規企業獎勵ノ必要アリ但金融ノ援助ヲ與フルト共ニ經營上嚴密ノ監督ヲ要ス
(七)燐寸莫大小製造業經營ニ關スル件
南洋印度方面ニ於ケル製造工業ニシテ本邦人ノ經營スルニ有望ナルモノ多クアル處就中現ニ問題トナレル本邦人經營ノ印度燐寸業モ増税ニ加フルニ最近瑞典燐寸ノ獨占的專業經營計畫ノ實行ニ依リ漸次買收セラレントシツツアリ本邦當業者モ此ノ事態ニ鑑ミ特ニ大資本ノ組織的發展策ニ依リ進テ有望ナル之等製造業ノ經營ニ任センコトヲ希望ス

八 海峽ニ出カシモロイモ存望ス

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

ニ於テ南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

南洋ニ於テ大資本ノ發展ヨリ海峽ニ進リ茲ニ存望ナリ

(八) 南洋漁業發展ニ關スル件

南洋ニ於テ大規模ノ經營ニ邁セス附近市場ハ鮮魚又ハ

生鹽干ニテ販賣スル程度ニ邁キス從テ大ナル發展ト之ニ伴フ漁

夫ノ移住望ミ難シ大人數ノ漁夫ノ移住ノ如キ選テ官憲ノ懸惑ヲ

招ク虞アリ個人的小規模漁業ヲ土地事情ニ適應セルモノヲシテ

徐々ニ着手セシムルヲ方針トスヘシ

(九) 南洋關係實業家表彰ニ關スル件

對南洋本邦產業發展ヲ獎勵スル爲ニ從來此方面ニ於テ功勞アル

實業家ヲ積極的ニ表彰スルハ有效ナル方法ナルヲ以テ適當ナル

機會ニ於テ之カ實行ヲナスコトヲ考慮セラレタシ

但被表彰者ノ詮衡ハ實際上困難ヲ伴フモ各節ニ於テ其ノ詮衡推

附屬英法諸國ノ通商ハ實業上之困難ヲ對テハ亦甚ニ甚ク其ノ弊害甚

實業家ヲ經濟面ニ支拂ハシテハ亦甚ク其ノ弊害甚
國南對本邦通商政策ヲ究ルハ亦甚ク其ノ弊害甚
國南對本邦通商政策ヲ究ルハ亦甚ク其ノ弊害甚

附屬之是テハ商人間小異紛雜ニシテ亦甚ク其ノ弊害甚
夫ノ弊害甚ク其ノ弊害甚ク其ノ弊害甚ク其ノ弊害甚

(四) 附屬之是テハ商人間小異紛雜ニシテ亦甚ク其ノ弊害甚
夫ノ弊害甚ク其ノ弊害甚ク其ノ弊害甚ク其ノ弊害甚

應ニ努ムルコト

(甲) 本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件

金融經營其ノ他從來本邦企業家ノ出會シタル障礙並之ヲ除去ス
ル方策ニ付テハ以上本項産業上ノ發展策ニ關スル議事中心記載ス
ル所ノ如シ

南洋重要輸出商品ニ對スル方策
 (在新嘉坡 中島商務官提出)

參考資料ノ(1)

(1) 「貿易發展策」中第一款輸出貿易三重要輸出商品ニ對スル對策參
 考資料

對南洋重要輸出商品ニ對スル方策
 (在新嘉坡 中島商務官提出)

(4) 生絲及絹織物

- (1) 南洋印度ニ於テハ土人ノ使用ニ適スル強韌ナル支那生絲ヲ需要
 シ本邦生絲ノ輸出ハ望ナシ
- (2) 紡績結絲ハ久シク販路ヲ維持シ來レルモ伊國及英國品ニ對抗シ
 品質ノ番手等ニ於テ新工夫ヲ講スルヲ要ス
- (3) 印度産紡績絹織物中富士絹類似ノモノアルト爪哇蠶染更紗生

(2) 日本産絹織物市場の拡大に資するべく、絹織物の品質向上と生産量の増大を期す。

(3) 絹織物の生産に資するべく、絹織物の生産技術の向上と生産量の増大を期す。

(4) 絹織物の生産に資するべく、絹織物の生産技術の向上と生産量の増大を期す。

(5) 絹織物の生産に資するべく、絹織物の生産技術の向上と生産量の増大を期す。

(6) 絹織物の生産に資するべく、絹織物の生産技術の向上と生産量の増大を期す。

(A) 絹織物の生産

(B) 絹織物の生産

(C) 絹織物の生産

(D) 絹織物の生産

(E) 絹織物の生産

(F) 絹織物の生産

地トシテ富士絹ノ需要如何ヲ考究シ試賣ノ必要アリ

(4) 印度ニ於ケル人造絹絲ノ使用旺盛ナルニ鑑ミ本邦ニ於テモ之カ製造輸出ニ付キ考究ノ要アリト認メラル

(5) 南洋印度向絹物販路ノ將來ハ見込薄キモ當業者ニ於テ尙新工夫ヲナスノ要アリ

(6) 我國輸出産業上絹織物業ノ奨励急務ナルト共ニ之カ自主的販賣方法ト新品工夫ニ努ムルヲ要ス

(ロ) 綿 絲

(1) 南洋向本邦太及中綿絲ハ印度品ニ優リ英國綿絲ニ劣ラス而モ價格割安ニシテ前途有望ナルモ全然相埒物トシテ取扱ハルルノ弊

アルノミナラス近來支那絲ノ擡頭スルアルヲ以テ市價ヲ變動セ

- (ハ) 綿 布
- (1) 南洋印地向特殊品製造ヲ奨勵スル爲メ輸出商ヲシテ其ノ支配下ニ小工場ヲ起サシムヘシ
 - (2) 綿布輸出取引力相場物トナルノ弊ニ鑑ミ直接賣込ノ手數ヲ惜マサル小輸出業者ヲ助成スヘシ
 - (3) 糊付及加工品ノ製造輸出ヲ奨勵スヘシ

- (2) 細絲総絲ハ其ノ品質英國品ニ劣ルヲ以テ尙一層品質改善ノ要アリ
- (3) 各種綿布ノ需要ニ應スル爲本邦ニ於テ綿絲品種ノ増加ヲ適當ニ奨勵セラレタシ

ス實需家ノ需要ヲ目的トシテ販賣方法ヲ立ツルノ要アリ

(一) 南洋印地向特殊品製造ヲ奨勵スル爲メ輸出商ヲシテ其ノ支配下ニ小工場ヲ起サシムヘシ

(二) 綿布輸出取引力相場物トナルノ弊ニ鑑ミ直接賣込ノ手數ヲ惜マサル小輸出業者ヲ助成スヘシ

(三) 糊付及加工品ノ製造輸出ヲ奨勵スヘシ

(四) 南洋印地向特殊品製造ヲ奨勵スル爲メ輸出商ヲシテ其ノ支配下ニ小工場ヲ起サシムヘシ

(五) 南洋印地向特殊品製造ヲ奨勵スル爲メ輸出商ヲシテ其ノ支配下ニ小工場ヲ起サシムヘシ

(六) 南洋印地向特殊品製造ヲ奨勵スル爲メ輸出商ヲシテ其ノ支配下ニ小工場ヲ起サシムヘシ

(C) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(D) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(E) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(F) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(G) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(H) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スヘシ

(二) 銅

食器及細工物原料トシテ銅及真鍮ノ印度向輸出有望ナルヲ以テ製造家協同ノ共同販賣機關ヲ創設スヘシ

(ホ) 陶器硝子其ノ他ノ雜貨

品質ノ低下ヲ顧ミス價格上ノ競争ヲ爲ス弊ヲ除キ新工夫ヲ獎勵スルヲ要ス

(ヘ) 「マツチー」「ベニアー」類

製造家ノ合同又ハ共同販賣ヲ必要トス

(ト) 「セノント」及紙

各製造會社間ニ責任輸出數量ヲ制定スヘシ

(チ) 石 炭

(四) 大豆

(一) 大豆ノ生産額ニ對シテ

(二) 大豆ノ消費額ニ對シテ

(三) 大豆ノ輸出額ニ對シテ

(四) 大豆

新ニ撫順炭販路開拓ヲ計ルヘシ

(リ) 滿洲大豆

大豆ノ食用價値ヲ急務シ豆糞ヨリ食用品ヲ作成スル事ヲ研究シテ
本品販路ノ擴張ヲ計ルヘシ

(B)
 本邦向比律賓産木材事情
 亦ラウアンハ楠東産貨后建築材料トシテ米松ヨリ安價ナルヲ以テ
 好評ヲ博セリ白ラウアンハ建築材料並近時下駄材（山桐代用品）
 トシテクーバン、タルート、マンガヂヤンイ等ト共ニ需要ヲ喚起
 セリ然ルニ米松ハ無税ナルモ比島軟材ハ税率表ニ該當スヘキ項目
 ナク「其他」ノ項ニ依リ従價一割五分ヲ賦セラル
 就テハ現行税率表米松ノ項ヲ「米松及其類似品」ト訂正セラレタ
 シ

参考資料ノ(2)

(1) 貿易發展策中第二節輸入貿易ノ(四)輸入税整理輯参考資料

(在マニラ總領事館提案)

本邦向比律賓産木材事情

本銀行は、南洋印度方面に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。其の組織は、南洋印度銀行株式會社に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。

南洋印度銀行は、南洋印度方面に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。其の組織は、南洋印度銀行株式會社に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。

南洋印度銀行は、南洋印度方面に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。其の組織は、南洋印度銀行株式會社に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。

南洋印度銀行は、南洋印度方面に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。其の組織は、南洋印度銀行株式會社に於て、資本を積む目的を以て、南洋印度銀行を組織す。

社愛國婦人會等ノ如キモノヲシテ年々一定額ノ預金ヲ爲サシノ之

ニ七分ノ利息ヲ支持ヒ有難ナル舊族ニ義務的ニ長期低利債券ニ應

募セシメ更ニ大藏省預金部ヲシテ年々一定額ノ低利預金ヲナサシ

メ且以上預金額合計ニ相當スル金額ヲ年々歳計中ヨリ無利息ニテ

本基金中ニ繰入シ以テ資源ヲ作ル事

右資本運用ノ爲メ運用委員會ヲ組織シテ使途ヲ決定シ一部ヲ輸出

商品製造及輸出資金ニ充當シタル上其餘額ヲ支那南洋印度歐米等

ニ區分シ各特殊金融機關ヲ特設シテ海外企業移民海運ノ金融ニ充

當スルコト

南洋印度拓殖銀行ノ組織

右特設ノ南洋印度方面拓殖銀行ハ企業部貿易部地方的金融及移民

將來ニ其將家ニ繼キスルニシテ入於然於其後キ々々其受ヤルニ具
以テ大口ニ小口ニ其將家繼ハルニ其子弟ニ使ヤルニ其後キ本籍ニマ
入於然ニ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
各々其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
又ハ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
且リ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
ニ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
兼テ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
ニ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
此ニ其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ
其後キ其子弟ニ其將家ニ繼キスルニ其後キ本籍ニマ

テノ甲込ヲ先ツ委員會ニカケ其決議勸誘ヲ得タル上之ヲ添付シテ
本部ニ送ラシム可シ

0000 0087

本誌ニ於テモシム所也
その甲及び其後之發展計畫ニ於テ其地盤擴張ヲ樹クル上ニ之ヲ審計スル

第三節 移植民發展策（決議ヲ含ム）

甲、南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題

「スマトラ」「ボルネオ」「セレベス」馬來半島東海岸等ニ於テ
尙未開ノ沃土ヲ有スルモ氣候、食糧、指導等ノ關係上本邦人ノ移
殖ハ必スシモ有望ナラス且ツ元來移植民ハ政治的ニ疑懼ヲ招ク虞
アルノミナラス特ニ蘭領政廳ハ邦人ノ資本投下ヲ歡迎スルモ移植
民ヲ喜ハサルヲ以テ邦人經營大小企業ノ發展ニ伴フ邦人ノ來住増
加ヲ待ツヲ以テ一般方針トスヘシ

乙、個人小企業ノ有望ト其獎勵助長

附、南洋個人企業見習者養成ノ件

蘭領東印度、馬來半島、其他南洋一帯ニ亘リ小商人、職人、技術

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

丙、投資産業ノ發達ニ伴フ移殖民發展策

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

者等個人小企業者ノ移殖ハ有望ナリト認メラルルヲ以テ之ニ指導

上及金融上ノ援助ヲ與フルト共ニ是等個人企業經營ノ經驗者ヲ發

成スル爲ニ小學校又ハ甲種商業卒業程度ノ邦人ヲ見習生トシテ招

致スルコト一策ナリト認ム

丙、投資産業ノ發達ニ伴フ移殖民發展策

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

南洋印度方面ニ於ケル有利ナル航路ハ悉ク有力汽船會社ノ獨占又ハ運賃同盟線ニ屬シ本邦航運業ノ發展ヲ阻害シツツアリ獨占航路ハ舊ク指キ元來船會社ハ之ヲ他ノ方面ニ比シ極メテ露骨ニ排外的ニ圖シテ實行シツツアリテ既ニ同盟線ノ存スル航路ニ於テ我航運業ノ發達ヲ計ルハ最モ困難トスル所ナルヲ以テ本邦船會社及荷主タル諸社間相互ニ援助シテ漸次發展ヲ計ルコトヲ安ス

第四節 本邦航運業助長策

甲、運賃同盟線ニ關スル件

南洋印度方面ニ於ケル有利ナル航路ハ悉ク有力汽船會社ノ獨占又ハ運賃同盟線ニ屬シ本邦航運業ノ發展ヲ阻害シツツアリ獨占航路ハ舊ク指キ元來船會社ハ之ヲ他ノ方面ニ比シ極メテ露骨ニ排外的ニ圖シテ實行シツツアリテ既ニ同盟線ノ存スル航路ニ於テ我航運業ノ發達ヲ計ルハ最モ困難トスル所ナルヲ以テ本邦船會社及荷主タル諸社間相互ニ援助シテ漸次發展ヲ計ルコトヲ安ス

乙、南洋方面航路ノ發展策

(一) 日本爪哇間航路

現在南洋郵船及大阪商船ノ定期船ハ速力遅ク配船少ナキ爲メ平

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

時ニ於テモ旅客貨物ノ運送艱ル運ク又砂糖出産期ニ於テハ船腹
不足スル實狀ニアルヲ以テ更ニ現在以上ニ快速船ヲ配シ航路日
數ノ短縮ヲ計ラレタシ

(二)大歐商船會社經營ノ基隆（香港）西貢、盤谷、新嘉坡間定期船
航路ヲ日本ヨリ「スマトラ」「ブラワン」港ニ至ル航路ニ改メ
タキコト

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

本邦南洋貿易發展上缺クヘカ
ラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情
ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ
延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之力發達ヲ計リタシ

日本郵船株式會社
 大正十一年四月一日
 本邦航運業者ヲシテ日支日印又ハ日蘭合辦ニテ外國汽船會社ヲ創
 設シ本邦人實權ヲ握リ以テ排日ノ場合有利ナル立場ニ立タシムル
 方法ヲ有效ナリト認ム

- (四) 日本「カルカッタ」航路ヲ往航又ハ復航ニ「マドラス」へ寄港セシムルコト
- (五) 同教「マツカ」巡禮者輸送ヲ目的トシ新嘉坡方面ト「アレキサンドリア」方面間航路ノ特設ヲ考慮セラレタキコト
- (六) 日本郵船會社航路網ノ一部ヲ蓋賞ニ寄航セシメラレタキコト
- (七) 對南洋方西郵便運送線ノ一定確立ト日數短縮ヲ計ラレタシ

丙、排日對策

本邦航運業者ヲシテ日支日印又ハ日蘭合辦ニテ外國汽船會社ヲ創設シ本邦人實權ヲ握リ以テ排日ノ場合有利ナル立場ニ立タシムル方法ヲ有效ナリト認ム

丁、沿岸航路問題

餘領及英領印度ニ於テハ、P、M、及B、I兩汽船會社ハ沿岸航路ニ就キ獨占的勢力牢固トシテ拔クヘカラサルモノアリ之ト對抗シ發展スルカ爲メニハ本邦航運業者全體カ結束シテ之ニ當ルヲ必要トスル所土人荷主ノ之等船會社ニ對スル反感激烈ニシテ現ニB、Iニ對抗シテハ印度人船會社ノ設立ヲ見タル位ナルカ其後經營困難ニ陥リタルタメ政治的勢力ヲ以テ英船ニ對シ沿岸航路閉鎖ヲ行ハントシツツアリ今後日印合辦ノ印度會社ヲ起シ既設勢力ニ對抗シ其獨占圈内ニ侵入スルノ時期到來スヘキヲ豫想セララルヲ以テ本邦航野ノ注意ヲ希望ス

戊、本邦船會社及商社間ノ協同作業促進ノ件

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters 丁 and 戊, and some illegible Japanese text.)

南洋印度方面ニ於ケル本邦貿易商ノ勢未タ多カラズ外國汽船會社

ノ實力大ニシテ本邦船ヲFeedスルモノハ主トシテ本邦商社ニ限ル

實情ナル爲本邦航運業ノ發展兎角困難ナルニ拘ラス現在本邦船會

社及商社間ノ聯絡密接ナラルノ概アリ現在ニ於テハ國旗力貿易

ニ伴フノ實情ニ鑑ミ船會社、商社間相互扶助シ協同作業ノ精神ヲ

以テ本邦航運業ノ發展ヲ善策セシメラレタシ

南洋印度方面ニ於ケル本邦貿易商ノ勢未タ多カラズ外國汽船會社ノ實力大ニシテ本邦船ヲFeedスルモノハ主トシテ本邦商社ニ限ル實情ナル爲本邦航運業ノ發展兎角困難ナルニ拘ラス現在本邦船會社及商社間ノ聯絡密接ナラルノ概アリ現在ニ於テハ國旗力貿易ニ伴フノ實情ニ鑑ミ船會社、商社間相互扶助シ協同作業ノ精神ヲ以テ本邦航運業ノ發展ヲ善策セシメラレタシ

南洋印度方面ニ於テ本邦人ノ多數在留スル土地例ヘハ香港マニラ
新嘉坡等ニ於テハ學齡兒童ノ數モ多ク既ニ夫々小學校ノ設アリ兒
童教育上差當リ支障ナキモ其他ノ地方ニ在リテハ本邦人ハ各所ニ
散在シ居ル爲未タ完備セル小學校ノ設ナク從テ小學ノ學齡兒童ヲ
有スル土地ニテハ特ニ教員ヲ呼ヒ寄セ此等兒童ノ教育ニ當ラシメ
タキ希望ヲ有スルモ指定學校ニ於ケルカ如キ地位特典ヲ與ヘラレ
サル爲相當資格アル教員ニシテ其聘ニ應スルモノナク常ニ不便ヲ
感スル現狀ナリトス依テ假令就學兒童數ノ少ナキ場合ニ於テモ之カ
教職ニ從事スル有資格小學校教員ニ對シテハ指定學校教員ト同様

乙、指定學校以外ノ小學校教員ニ對シ指定學校同様ノ特典ヲ附與セ

ラレタキコト（新嘉坡提案）

南洋印度方面ニ於テ本邦人ノ多數在留スル土地例ヘハ香港マニラ
新嘉坡等ニ於テハ學齡兒童ノ數モ多ク既ニ夫々小學校ノ設アリ兒
童教育上差當リ支障ナキモ其他ノ地方ニ在リテハ本邦人ハ各所ニ
散在シ居ル爲未タ完備セル小學校ノ設ナク從テ小學ノ學齡兒童ヲ
有スル土地ニテハ特ニ教員ヲ呼ヒ寄セ此等兒童ノ教育ニ當ラシメ
タキ希望ヲ有スルモ指定學校ニ於ケルカ如キ地位特典ヲ與ヘラレ
サル爲相當資格アル教員ニシテ其聘ニ應スルモノナク常ニ不便ヲ
感スル現狀ナリトス依テ假令就學兒童數ノ少ナキ場合ニ於テモ之カ
教職ニ從事スル有資格小學校教員ニ對シテハ指定學校教員ト同様

南洋印度方面ノ事情ハ未タ暫ク本邦ニ知悉セララルルニ至ラサル處
官總方カ本邦ニ取り極メテ重要ナル次第ハ本會議務頭ニ於テ決議

ノ地位特異ヲ附與セララルルト共ニ他國指定ノ條件手續ヲ可成簡易
ニ改メラルル機特ニ考慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望ス

丙、在外兒童國民教育發國庫支辨ノ件（マニラ提案）
香港、マニラ、新嘉坡ニ於ケル小學校ニ對シテ夫々國庫ヨリ補助
費ヲ支給セララルルニ至リタルモ到底之ヲ以テ十分ナリトスル能ハ
ス又未タ補助ヲ受ケルニ至ラサル學校モアリ就テハ是等小學校ニ
於ケル教員俸給全額ヲ國庫ヨリ補助セラレンコトヲ希望ス

丁、小學校教務中ニ南洋及印度ニ關スル事項挿入ノ件
（新嘉坡、パタビヤ提案）
南洋印度方面ノ事情ハ未タ暫ク本邦ニ知悉セララルルニ至ラサル處
官總方カ本邦ニ取り極メテ重要ナル次第ハ本會議務頭ニ於テ決議

案トシテ滿場一致可決シタル通りナルニ願ミ當地方ノ實情ヲ本邦ニ紹介スルハ曠ル肝要ナリ
就テハ其一方法トシテ小學校教科書中ニ當方面ニ關スル事項ヲ挿入スルニ於テハ其效果多大ナルヘキヲ信ス依テ適當ノ機會ニ於テ之ヲ實現スル機取計アラフコトヲ希望ス
因ニ我文獻中ニハ南洋ヲ以テ猛獸毒蛇ノ巢穴トシ且氣候酷熱惡疫流行スル等邦人ヲシテ南洋ヲ嫌忌セシムルカ如キ記事ヲ掲クルモノアル處如斯誤解ハ速ニ之ヲ訂正スルノ必要ヲ認ムルモノナリ

戊、視學官派遣方ノ件（新嘉坡提案）

現在南洋ニ於ケル指定學校タル香港、マニラ、新嘉坡各小學校ニ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

新嘉坡教育委員トシテ附設ノ寄宿舎ニ對シテ
此ノ建議書ヲ呈送スルヲ以テ(新嘉坡提案)

此ノ建議書ニ對シテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ
之ヲ施行セシメヨトシテ教育委員ハ之ヲ承認スルモノナリトシテ

於テハ學務委員ヲ設ケ學校ノ完備ヲ期シ居レルニ委員ハ必スシモ
教育上ノ經驗乃至意見ヲ有スルモノニアラス從テ教育ニ關シテハ
主トシテ校長以下教員等ノ意見ニ基キ其經營教授ハ總テ之ニ一任
シ居ル有様ナルカ如斯狀態ヲ以テシテハ到底教育上完璧ヲ期シ得
サルヘシ依テ文部省ヨリ偏狹ナラサル視學官ヲ時々派遣シ指導ヲ
與ヘラレルト同時ニ在外兒童教育ニ關スル調査ヲ爲サレンコトヲ
希望ス

己、新嘉坡ニ寄宿舎設置費用補助方ノ件(新嘉坡提案)

新嘉坡ヲ中心トシテ附近ニ散在スル邦人兒童ハ距離ノ關係上同郷
小學校ニ通學不可能ノ狀態ナルカ是等兒童ヲ收容スル爲同地ニ寄
宿舎設置ノ計畫アリ依テ設置費ノ半額ヲ在留民ヨリ釀出シ半額ヲ

第六節 本邦醫配置、巡廻若ハ病院設置
及補助ニ關スル件

(バタビヤ、シドニー提案)

南洋印度方面ニ於テハ本邦醫ノ開業容易ナル地方ト然ラサル地
方トアルカ言語ノ關係等ヨリ本邦醫師ノ配置、巡廻或ハ病院設
置等ヲ希望スル向少ナカラス然ルニ本邦醫ノ患者ハ例外ノ場合
ヲ除キ概シテ日本人ノミニ限ラルルヲ以テ少數ノ日本人ヲ目的
トシテ開業スルハ收支償ハス依テ開業容易ナル地方ニハ本邦ヨ
リ醫師ヲ招聘シ之ニ政府ヨリ相當補助ヲ與ヘ長セ必要ヲ感シ居
ル地方ヨリ順次配置又ハ巡廻セシメ或ハ中心地ニ日本人病院ヲ
設クル等ノ必要アリト認ム又蘭領印度其ノ他帝國トノ間ニ醫師

甲、マカッサル（バタビヤ提議）

イ、マカッサル

マカッサルはスマタラ島ノ中
心ニシテ邦人經營ノ産業又見ルヘキモノアリ現時在留民約七
百名從テ同地ニ領事館ヲ設置シ事業獎勵ト在留民保護ノ任ニ
當ラシムルノ必要アルハ言テ俟タス目下在バタビヤ總領事館
ニ於テ管轄シ同地日本人會ヲ造シ其ノ衝ニ當ラシメ居ルモ頗
ル不充分ナリ

乙、マカッサル（バタビヤ提議）

マカッサルハモレバヌ及ニニューギニア方面ノ物産集散地及内外
航路ノ要點タリ現時在留邦人百二十有餘名貿易其ノ他各種ノ
營業ニ從事シ居レリ是等在留民ノ指導保護ノ上ヨリ見ルモ將
又彼我貿易獎勵ノ上ヨリ見ルモ同地ニ領事館設置若ハ書記生

又、南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。

南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。南洋南洋の島嶼に土著の民を以て同様に保護し、其の利益を保護するに努むべきことあり。

派遣ノ必要アリ

丙、スマラン（パタビヤ提案）

スマランハ瓜哇ニ於ケル第二ノ商業中心地ナルカ故ニ本邦主ナル會社銀行ノ現存スルハ勿論スラバヤニ次テ日瓜間貿易ノ重要地點ヲ占ム殊ニ臺灣茶（一九二二年輸入三百萬盾）及滿洲大豆（一九二二年輸入約一千三百萬盾）ノ唯一輸入港ナルニ付キ領事館設置ノ必要アリ同地在留民二百五十餘名

丁、サンダカン（新嘉坡提案）

北ボルネオハ英國ノ一保護領ナルカ今尙會社經營ニシテ本邦人ノ企業移殖等ニ付キ政治的障礙少ナク土地所有權ノ獲得容易ナルノミナラス富源開發上便宜ヲ計リ居リ現ニ久原、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

窪田（三菱）等ノ大農園アリ將來本邦人ノ南洋發展上重要ノ
 地帯ナリ而シテサンダカンハ北ボルネオ州中最セ繁盛ノ地
 ニシテジエスルトン一支那總領事駐在ス一ト共ニ政廳所在地
 タリ即總督ハ半年ヲジエスルトンニ半年ヲサンダカンニ還ス
 現狀ナリトス
 汽船航路ニ關シテハ本邦船ノ寄港アルノミナラス香港及濠洲
 ニ通スル外國船ノ寄港スルアリ港灣良好ニシテ石炭供給地ニ
 近ク又サンボアングニ通スル航路アリダバオトノ連絡ニ便ナ
 リ依テ同地ニ領事館ヲ設ケ主トシテ邦人ノ企業並移殖ニ關ス
 ル調査ヲナシ將來發展ノ地盤ヲ作ルノ必要アリト認ム

調査を以て將來發展の基礎を打つて後進してイタム
リ得る間もニ設法を以て主として我々の企業並に二國大
五々又その如きニ設法を以て我々の企業並に二國大
ニ進んで我々の企業並に二國大
六國大ニ進んで我々の企業並に二國大
七國大ニ進んで我々の企業並に二國大
八國大ニ進んで我々の企業並に二國大
九國大ニ進んで我々の企業並に二國大
十國大ニ進んで我々の企業並に二國大

三國大ニ進んで我々の企業並に二國大
四國大ニ進んで我々の企業並に二國大
五國大ニ進んで我々の企業並に二國大
六國大ニ進んで我々の企業並に二國大
七國大ニ進んで我々の企業並に二國大
八國大ニ進んで我々の企業並に二國大
九國大ニ進んで我々の企業並に二國大
十國大ニ進んで我々の企業並に二國大

成、サンボアング（マニラ提案）

ミンダナオ島ハ比律賓群島ニ於ケル一大寶庫ナルモ未タ殆ト開
發セラルルモノナク人口頗ル稀薄一方哩ニ付キ僅ニ十四五人ニ
過キスサンボアング市ハ同島ノ首都ニシテ我郵船會社濠洲航路
往復共ニ寄港シ又南洋諸島間航路ノ終航地ナルヲ以テ南部比島
ニ於ケル物産ノ集散市場ナリトス
米國ハ護謨ノ消費國タルニ不拘其ノ市價ヲ英鎊馬來ニ依リ左右
セラルルヲ遺憾トシ其ノ屬領ニ護謨新地ヲ求メ調査ノ結果ミン
ダナオ島ヲ以テ好適地トシ最近資本家代表 Vance 等一行
専門技師ト共ニ實地踏査シ其ノ可能性ヲ認メコタバト平野並ニ
港ノ對岸バシラン島ヲ選定シ米貨一千五百万弗ヲ投シテ栽培業

其五、新増ノ領土ハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、
 五、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、

領土ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、
 領土ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、
 領土ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、
 領土ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、
 領土ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、舊領ノ延長ニ等シキニシテ、其ノ地味ニハ、

聯邦政府ノ對日態度、聯邦議會ノ對日態度等ハ常ニ注意ヲ要ス
 ルノミナラス聯邦政府トノ間ニ於テ移民、貿易、航海、關稅等
 ニ關シ交渉案件著シク其ノ數ヲ加フ之カ目的ヲ達成センカ爲ニ
 ハ從來ノ如ク英國政府ヲ通シテ交渉スル如キハ結局自治領ノ權
 限ヲ外部ヨリ干涉スルモノニシテ目下ハ其ノ效大ナラス右交渉
 ハシドニ一總領事館ニ於テ之ヲナスコト從來ノ慣習ナルモ之亦
 文書ニ依ル交渉ハ對滿理解上面白カラサルノミナラス同市ハ對
 滿貿易上ノ實際問題ヲ取扱フニ忙シク常ニ日滿政治的全般的關
 係ニ努力スル能ハス故ニ至急聯邦首府タルメルボルンニ總領事館
 ヲ置ク必要アリ吾人ノ見解ヨリスレハメルボルン總領事館新設
 ノ如キハ大戰前ニ於テナスヘカリシナリ

本國に於てハ... 必要にして... 自國政府... 各州... 設立スル... 官民ト密接ナル關係ヲ有スル... 必要ナル故本省ニ於テモ可成總領事館降格... 必要ナル故本省ニ於テモ可成總領事館降格... 必要ナル故本省ニ於テモ可成總領事館降格...

總領事館新設ニ際シシドニー總領事館ノ降格問題存スルモ由來

濠洲聯邦中最モ重要ナルハニューサウス、ウエールズ州ニシテ

憲法ニ於テモ將來首府ハシドニーヨリ百哩以内ニ設置スル定ト

ナリ居リ且ツ目下カンペラニ設計中ナルモ元來ニューサウス、

ウニールズ州ハ各州中ノ母州 Mother Colony ニシテ將來ト雖モ

尙今日同種ノ重要點ヲ爲シ同州ノ官民ト密接ナル關係ヲ有スル

事ハ日濠關係上實際必要ナル故本省ニ於テモ可成總領事館降格

ハナサズメルボルン總領事館ニ對應セラルルコト可ナラン

良、ブルーム（シドニー提案）

今日探員夫ノ多キハ同地ヲ最トシ目下九百名ナルモ將來眞珠ノ島

氣ヨキニ於テハ千名以上ニ達スヘシ之カ保護取締ハ到底南部濠洲

派ミキト使マハ于以土ニ使スヘシト其國庫ニハ接迎請願
今日諸君夫、是ナハ國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來國庫ニ使
與、て以テム（心算ニテ提案）

ハキヤススルニ以テ其國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來國庫ニ使
今日諸君夫、是ナハ國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來國庫ニ使
與、て以テム（心算ニテ提案）

ニ於テ爲ス能ハス又白豪主義者ハ濠洲熱帶國人口増殖ニ關シ常
ニ神經ヲ過敏ナラシムル故我國對濠發展上ノ實際ヲ考慮スル爲
同市ニ領事館ヲ設置スルヲ必要トス

辛、ニューカレドニア島メア市（シドニー提案）

同地ニハ目下二千名ノ本邦人アリテ之カ取締保護ハ急ヲ要スル
モシドニーヨリ海ヲ隔テ又便船不便ナル爲メシドニー總領事館
ノ注意及ハサル虞アリ又同島ニハ本邦人ノ産業上ノ發展可能ニ
シテ殊ニニツケル鐵山ノ如キハ有望ナル故本邦人發展上同地ニ
領事館設置ヲ希望ス

壬、カラチ（孟買提案）

カラチハ英領印度ノ西北隅シンド州（孟買省ノ管轄）ノ西北隅

此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス

此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス

此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス
此年ハ英領中東ノ西米開港ノ年限(孟買商ノ保護)ノ由ニ
行テ、新港ヲ建設ス

ニ位スル主要海港ニシテ所謂英領印度五大港ノ一タリシンド。
パンジャブ自治區域ノ三州ハルハ、アムリト、カ
シミヤ等廣大ナル背地ヲ控ヘ是等地方ヘノ輸出入ノ大部分ハ同
港ヲ經由スル一方最モ歐洲ニ近接(孟買ヨリ海路二日)シ且英
領印度振興地方トノ關係ヨリ單ニ海港トシテ將來矚目セララル
ノミナラス海軍上ノ意味ヨリ英領政府ノ重要視スルトコロタ
リ也フルニパンジャブ、ラジプスタン兩州ニ於ケル農産物ハ灌漑工事
ノ遂行ニ伴ヒ逐年増加スルノミナラス昨年ニ於テハ多年ノ懸案
タリシインダス河ヲ第一運河ノ大計畫英國印度省ノ認可ヲ得
タルヲ以テ同地方農産物産出ノ將來ハ更ニ有望ノ度ヲ加ヘホラ
テ港將來ノ發展ニ關シテハ一層耳目ヲ惹クニ至リタル又故ナシ

同港迄ハ英國汽船ノ獨占ニ屬スルト(二)同港ニ本邦金融機關ノ設
ナキニ主因ス(米國ハ同埠ニスワンダード石油會社出張所兩三
未タ之カ發展ヲ見サルハ(一)本邦ヨリ直航線ノ配置ナク孟買ヨリ
本邦品ニシテ同港ヲ通シテナサル需要紗ナカラサル筈ナルニ
種物等ノ本邦需要處産物當港ヲ經由シ同時ニ雜糸布雜貨ノ如キ
設ケタルモノ數ケ所ニ及ヒ投資額尠ナカラス又棉花ハ勿論小麥
現狀ナリト雖モ棉花會社ハ同埠方棉産地ニ繰綿工場俵裝工場ヲ
産カ爪哇糖ノ輸入ヲナス等本邦品雜貨並外國間貿易ニ携ハルノ
出張員ヲ置キ併テ本邦綿布ノ販賣ヲ爲サシメツツアルト三井物
トセス繰ツテカラチ對本邦貿易ハ本邦棉花商カシンド、パンジ
ヅブ兩州ニ於テ直買スル棉花ヲ同港經由孟買ヘ積出サンカ爲メ

トセス繰ツテカラチ對本邦貿易ハ本邦棉花商カシンド、パンジ
ヅブ兩州ニ於テ直買スル棉花ヲ同港經由孟買ヘ積出サンカ爲メ
出張員ヲ置キ併テ本邦綿布ノ販賣ヲ爲サシメツツアルト三井物
産カ爪哇糖ノ輸入ヲナス等本邦品雜貨並外國間貿易ニ携ハルノ
現狀ナリト雖モ棉花會社ハ同埠方棉産地ニ繰綿工場俵裝工場ヲ
設ケタルモノ數ケ所ニ及ヒ投資額尠ナカラス又棉花ハ勿論小麥
種物等ノ本邦需要處産物當港ヲ經由シ同時ニ雜糸布雜貨ノ如キ
本邦品ニシテ同港ヲ通シテナサル需要紗ナカラサル筈ナルニ
未タ之カ發展ヲ見サルハ(一)本邦ヨリ直航線ノ配置ナク孟買ヨリ
同港迄ハ英國汽船ノ獨占ニ屬スルト(二)同港ニ本邦金融機關ノ設
ナキニ主因ス(米國ハ同埠ニスワンダード石油會社出張所兩三

本邦ニ在留スルニ過キサルモ主トシテ皮革類等ヲ米國へ輸
 入センカ爲既ニ航路ヲ設ケタリ又以テ領事館ノ設置アリ一 同港
 並其ノ背地ノ一部トモ云フヘキメソボタミヤ地方へノ本邦雜貨
 賣込ハ悉ク在孟買印度商ノ手ニヨリ行ハル然ルニ近時對アフガ
 ニスタン貿易ニモ邦商ノ手ヲ染ムルモノヲ生シ東阿弗利加ニ於
 ケル棉花ノ買付我綿糸布ノ輸出等將來益々發展ノ傾向存ス況ン
 ヤシン下州空前ノ大計畫タルサッカー遼河ノ進歩ハ遠キ將來ト
 言ハス同港發展ニ資スルモノ大ナリ本邦ニ於テモ日印貿易ノ發
 展ハ帝國將來ノ爲等閑ニ附シ難キ事態新ノ如クナルヲ以テ同港
 ニ我領事館ヲ設置シ直航船ノ配置ヲ行ヒ本邦銀行支店ヲ設クル
 ハ焦眉ノ急ニシテ極メテ機宜ニ適スル措置ト請ハサルヘカラス

(一) 米國へ航路ニ資スルモノ (二) 同港ニ本邦金融機關ヲ設
 置スルモノ (三) 同港ニ本邦領事館ヲ設置スルモノ (四) 同港ニ本邦銀行支店ヲ設クル
 以上四ノ事項ヲ以テ本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資スルモノトシ
 本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦之對米國ノ利益
 ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資ス
 ルモノトシ本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦
 之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦之對米國ノ利益
 ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資
 スルモノトシ本邦之對米國ノ利益ヲ保護スルニ資スルモノトシ本邦

大英領印度五港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置
要之英領印度五港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置
ニ領事館ヲ設置ス

英印汽船會社ノ獨占ニシテ運賃頗ル高ク我商品ハ一度孟買ニ輸
入シ更ニ高率ノ賃率ヲ支拂ヒ鐵道便ニ依リマドラスニ運搬セラ
ルルカ爲ナリト謂ハサルヘカラス

本邦貿易權ノ現状ハ今直チニ利益ヲ得テ本邦直統船ヲ配置シ得
ルノ域ニ達シ居ラスト雖モ本邦甲谷陀航路カ一ヶ月一週丈ケ關
貢寄港ヲ改メテマドラス寄港トセハ其ノ實行蓋シ容易ナルカ如
シ斯クシテ直統船ノ配置ヲ見我カ領事館ノ新設セララルルニ至ラ
ハ對印貿易將來ノ發展ニ資スル甚タ大ナリト謂フヘシ(何レノ
方面ヨリ觀ルモ貿易關係カ本邦ヨリ多カラサル米國ハ夙ニ同港
ニ領事館ヲ設置ス)

新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件
本邦通信勢力圏ノ擴張發達ヲ計ル上ニ於テ先ツ通信社ノ財政的獨
立ノ速成ヲ計ラサル可カラス然ルニ政治通信ニテハ購買者ヲ得ル
コト困難ナレハ經濟通信ノ適當ナル組成ニ依リテ購買者ヲ求メ以
テ其目的ヲ達セサルヘカラスト思考ス此總旨ニ於テ南洋及印度進
信機關ノ設置ヲ工夫シタリ且ツ其中心地トシテハ新嘉坡ヲ選フヘ
キカ在新嘉坡邦字新聞南洋日日社ハ未タ其力ナキモ相當ノ援助ヲ
得テ之ニ當ラントスル希望アリ本會議ヲ機トシ新嘉坡總領事宛考
慮方ヲ申出タリ同社ヲ援助シ新嘉坡ヲ中心トスルノ可否ニ就テハ
異論アルヘキモ本件ニ關シ本省ノ研究考慮ヲ希望ス

第八節 新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件

本邦通信勢力圏ノ擴張發達ヲ計ル上ニ於テ先ツ通信社ノ財政的獨
立ノ速成ヲ計ラサル可カラス然ルニ政治通信ニテハ購買者ヲ得ル
コト困難ナレハ經濟通信ノ適當ナル組成ニ依リテ購買者ヲ求メ以
テ其目的ヲ達セサルヘカラスト思考ス此總旨ニ於テ南洋及印度進
信機關ノ設置ヲ工夫シタリ且ツ其中心地トシテハ新嘉坡ヲ選フヘ
キカ在新嘉坡邦字新聞南洋日日社ハ未タ其力ナキモ相當ノ援助ヲ
得テ之ニ當ラントスル希望アリ本會議ヲ機トシ新嘉坡總領事宛考
慮方ヲ申出タリ同社ヲ援助シ新嘉坡ヲ中心トスルノ可否ニ就テハ
異論アルヘキモ本件ニ關シ本省ノ研究考慮ヲ希望ス

是種ノモノハキチ本邦ニ屬シ本邦ノ工業製品トシテ保護せらるべきナリ

國産品ト出スルモノ他國產品ト見做ルハ法律ニ依リテ中興ノ業ニ於テハ國產品ト見做ルモノニ對シテ優遇セラルル事ナリ
又本邦產物ノ保護を目的トシテ本邦產物ノ輸出を奨励スルニ法律ニ依リテ本邦產物ノ輸出に對シテ優遇セラルル事ナリ
又本邦產物ノ保護を目的トシテ本邦產物ノ輸入を禁止スルモノニ對シテ優遇セラルル事ナリ
又本邦產物ノ保護を目的トシテ本邦產物ノ輸入を制限スルモノニ對シテ優遇セラルル事ナリ
又本邦產物ノ保護を目的トシテ本邦產物ノ輸入を禁止スルモノニ對シテ優遇セラルル事ナリ
又本邦產物ノ保護を目的トシテ本邦產物ノ輸入を制限スルモノニ對シテ優遇セラルル事ナリ

第九節 輸出検査規則ニ特例設定方ノ件

輸出検査規則實施以來本邦奸商ノ不正手段ヲ防止スルニ至リタルハ
論テ俟タサル處ナルモ民度異ナル歐米支那南洋ニ對シ一律ノ規定ヲ
設クルハ貿易發展上不利シナリト思考ス南洋ノ如キ一般需要者低級
ナル地方ニ對シテハ不正品ナラサル組製品ノ輸出ヲ許可スル特例ヲ
設クルコト急務ナリ例之同令發布以前比律賓方面ニ輸出セラレタル
大阪紡績會社製綿織第八十號ノ如キ各種ノ用途ニ需要アリタルモノ
ナレドモ輸出禁止セララルルニ至レリ

大正十一年五月...
南洋方面經濟發展策
附錄
南洋方面經濟發展策
第一
南洋方面經濟發展策
第一
南洋方面經濟發展策
第一

第三章 附錄 (南洋方面經濟發展策答申)

本省諮問案ハ本會議々事申常ニ第一ニ討議シタル處ナルモ右ノ中
南洋方面經濟發展策

ニ關スル議題及議事要録ハ大體帝國經濟會議ノ綱目ヲ基礎トシ本省
及各館提出ノ議案ヲ之レニ記布併合スルノ方針ニ依リ作成シタルモ
ノナルニ付勅記本省諮問案ニ對シテハ通覽ノ便ヲ計リ重複ヲ厭ハス
別紙ノ通り特ニ答申答ヲ起草シタル次第ナリ

南洋方面經濟發展策
 (一) 貿易發展策
 (1) 本邦ニ於ケル對南洋輸出組合ノ新設及企業組合、輸出組合制度
 ノ改善上特ニ注意ヲ要スル點如何
 (答申) 本邦品間ノ激烈ナル競争、同一製品間ニ行ハルル自發的
 競争ヲ防止シ進ンテ企業者ヲシテ協方シテ外國品ニ對抗セシム
 ルコト現下ノ急務ニシテ之カ爲ニハ製造家ノ合同協定、共同販
 賣ヲ奨励シ之ヲ輸出高及販賣端ニ於ケル開墾、卸屋ニ及ホスコ
 ト重要ナリト思考ス之カ實現ノ順序トシテ輸出組合ノ新設ハ極
 メテ急同スルトコロナリ
 然レトモ組合ヲ作ル目的中ニハ之ニ依リテ金融ノ便宜ヲ得ルコ

(南洋方面經濟發展策)

(1) 貿易發展策

(一) 本邦ニ於ケル對南洋輸出組合ノ新設及企業組合、輸出組合制度
ノ改善上特ニ注意ヲ要スル點如何

(答申) 本邦品間ノ激烈ナル競争、同一製品間ニ行ハルル自發的
競争ヲ防止シ進ンテ企業者ヲシテ協方シテ外國品ニ對抗セシム
ルコト現下ノ急務ニシテ之カ爲ニハ製造家ノ合同協定、共同販
賣ヲ奨励シ之ヲ輸出高及販賣端ニ於ケル開墾、卸屋ニ及ホスコ
ト重要ナリト思考ス之カ實現ノ順序トシテ輸出組合ノ新設ハ極
メテ急同スルトコロナリ
然レトモ組合ヲ作ル目的中ニハ之ニ依リテ金融ノ便宜ヲ得ルコ

諸君の御意見を御覧中、この通り申す身置の御意見を御覧中

の要するものは、先づ大に注意を要するものと見做すべし

また、先づ大に注意を要するものと見做すべし

(1) 貿易の振興

（一）本邦の貿易の振興

南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(一) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(二) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(三) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(四) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(五) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(六) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(七) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(八) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(九) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十一) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十二) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十三) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十四) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(十五) 南洋印皮方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

(三) 在南洋邦商間ニ信用組合ヲ組織セシムル方法如何

(答申) 將來右實現ヲ見ルヤウ適當ノ指導必要ナリト認ムルモ今

直チニ之ヲ實現セシムルコト困難ナル實情ナリ今日トシテハ學

口會議要録中所載ノ信託式小銀行ヲ創立シ之カ株式ニ應募セシ

ムルコト適當ナリト思存ス

(四) 在南洋邦人商業會議所又ハ實業協會ノ創設及之カ利用ニ關スル

意嚮如何

(答申) 南洋印度方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外匯品等

ノ調査現在頗ル不充分ナルハ商業會議所又ハ實業協會ヲ適當ノ

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

之カ利用ニ關シテハ從來富方面ニハ内地富業者ノ照會ニ對スル

一、マカツサー、一、ノダン、一、彼南、一、盤谷、一、蘭貢、一、甲谷陀其他適當

一、スマラン、一、暹羅商組合、一、孟買ノ棉花輸出商組合ノ發達助成ニ努

ムルト、一、ニ、一、スラバヤ、一、ニ、一、砂糖輸出商組合ノ創設、一、バタビヤ、

一、ムルコト必要ニシテ即チ現在ノ新嘉坡實業協會、一、スラバヤ、一、及

現ニ創設シ又ハ既設ノモノノ發達ヲ助成シ右調査ヲ十分ナラシ

ムルコト必要ニシテ即チ現在ノ新嘉坡實業協會、一、スラバヤ、一、及

一、スマラン、一、暹羅商組合、一、孟買ノ棉花輸出商組合ノ發達助成ニ努

ムルト、一、ニ、一、スラバヤ、一、ニ、一、砂糖輸出商組合ノ創設、一、バタビヤ、

一、ムルコト必要ニシテ即チ現在ノ新嘉坡實業協會、一、スラバヤ、一、及

一、スマラン、一、暹羅商組合、一、孟買ノ棉花輸出商組合ノ發達助成ニ努

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列）

ノ意見ヲ綴メ之ヲ當局又ハ内地一般公衆ニ上申周知セシムル機
關ヲ缺クカ爲南洋方面ニ關シ必要ナル理解ト輿論ヲ喚起スル上
ニ不利不便アレハ之等會議所又ハ組合ノ聯合機關ノ形成ヲ必要
ナリト認ム而シテ之カ順序トシテ先ツ種々ノ組合又ハ會議所ノ
創設助成ヲ必要ナリト思考ス

更ニ斯種機關利用ノ一方法トシテ内地各府縣商品陳列館トノ連
絡ヲ採ラシメタシ由來内地ノ商品陳列館ハ製造方面ノミニ其力
ヲ傾倒シ輸出販賣方面ヲ等閑ニ附シタル弊アリ今後輸出販賣ニ
關シ營業者ノ指針タラシムル必要アリト痛感スル所アルヲ以テ
在外斯種機關トノ連絡ハ最モ有效ニシテ指導宜シキヲ得ハ其效
果大ナルモノアリト認ム

大分県立歴史資料センター

南洋方面排日ノ場合ニハ主トシテ印度人ヲ利用スルコト有効ナル
ヘキモ彼等ノ取扱商品ニハ自ラ種類局限セラレ居ルヲ以テ充分
ナル利用可能ナラス歐米商人利用ノ範圍ハ之亦印度商人ニ比較
シテ更ニ局限セラレ居ルヲ以テ有效ナリト認メス結局本邦人間
屋卸屋ノ數ノ増加ヲ計ルコト必然ナリト認ム

（答申）右ハ極メテ適當ナル考案ナリト思惟セラルルモ共同販賣
如何

（答申）右ハ極メテ適當ナル考案ナリト思惟セラルルモ共同販賣
如何

(註) 本邦製品ノ廣告及宣傳上如何ナル方法ヲ用フヘキカ

所ノ新設ハ其筋道トシテ適當ナル販賣市場ノ發見又ハ設定ヲ必
要トス仔細ニ調査研究スレハ必スヤ適當ナル斯種市場ノ發見又

ハ設定可能ナリト思惟スルモ斯種市場ヨリ見切品ノ他市場へ流
出方ヲ防止スルニ非レハ其目的ヲ達スルコトハ能ハス加之外國

ニ於ケル斯種防止ハ法律ノ力ヲ用フルコト能ハサルカ故結局企
業製造家ノ台同又ハ共同販賣確立シ在外問屋ニ對スル排外的一

手取引行ハルルニアラサレハ此考案ノ實現不可能ナリ猶製造者
ノ共同販賣在外問屋トノ一手取引行ハルルニ於テ見切品ノ處分

ノ必要モ自然輕減セラルヘシト思考ス然レハ根本ハ寧ろ共同販
賣一手取引確立ニ在ルヘシ

本邦製品ノ廣告及宣傳上如何ナル方法ヲ用フヘキカ

所ノ新設ハ其筋道トシテ適當ナル販賣市場ノ發見又ハ設定ヲ必
要トス仔細ニ調査研究スレハ必スヤ適當ナル斯種市場ノ發見又

ハ設定可能ナリト思惟スルモ斯種市場ヨリ見切品ノ他市場へ流
出方ヲ防止スルニ非レハ其目的ヲ達スルコトハ能ハス加之外國

ニ於ケル斯種防止ハ法律ノ力ヲ用フルコト能ハサルカ故結局企
業製造家ノ台同又ハ共同販賣確立シ在外問屋ニ對スル排外的一

手取引行ハルルニアラサレハ此考案ノ實現不可能ナリ猶製造者
ノ共同販賣在外問屋トノ一手取引行ハルルニ於テ見切品ノ處分

ノ必要モ自然輕減セラルヘシト思考ス然レハ根本ハ寧ろ共同販
賣一手取引確立ニ在ルヘシ

南洋南洋印度方面本邦輸出品ノ種類ト之ヲ需要スル土人ノ

程度ヲ考慮スレハ一部ノ商品ヲ除キテハ廣告及宣傳ノ必要ナキ

ヤニ考ヘラル專口專用商標制度ヲ實行シ之カ賣込ヲ在外間屋ヲ

シテ努力セシムル下途カニ有效ナリト認メラル

廣告及宣傳ノ必要ナル商品ニ就テハ完備セル工場其ノ他ノ活動

映嚮新聞廣告電車電柱壁上ノ廣告ビラ及一般興業場ノ利用等ニ

シテ特ニ南洋印度特殊ノ方法ヲ認メス

(丙)大正十一年南洋總事會議答申中

(丁)支那人孟買人猶太人等ノ仲介ニ基ク弊害ヲ除クコト

(戊)冗贅ヲ節約シ品質ヲ改善シ仲介者ヲ壓迫ヲ避クルコト

ニ付其後多少改善ノ跡アリヤ又如何ニシテ之カ速カナル實現ヲ

ニ付其後多少改善ノ跡アリヤ又如何ニシテ之カ速カナル實現ヲ

米市場へモ莫込ムコトヲ工夫スルハ本邦將來ノ爲必要ナリト
志考ス更ニ是等工業發達助成機關特設考慮アリタシ
(H)南洋ニ於ケル金融機關統一又ハ改善ノ要否如何
一答申一南洋ニ於ケル金融機關トシテハ正金、台銀、華南、住友
三井ノ五行ナルカ之ヲ統一スルコト事實ハ可能ナリト認メラル
ルノミナラス其必要モ認メス今日ニ於テハ台銀モ金融中
止シ爲替ノミヲ取扱フコトナリタレハ華南ヲ除キ四行ハ全ク
爲替銀行トシテ之カ改善モ其必要ヲ認メス唯之等銀行ハ大銀行
ニシテ小口取引ヲ面倒トスル關係上邦人小規模直輸入商及在留民ノ金
融ニ關シテハ遺憾ナル點尠カラス是等爲替銀行ノ下ニ會社要員
加信託式小銀行ノ創設又ハ邦人金融業者ノ發達助成ノ必要アリ

南洋方面ニ於テハ設談、砂糖、麻、錫、木材等各種
ノ邦人企業勃興シツツアルモ爲替銀行ノミニシテ企業銀行ナキ
爲順調ナル發展困難ナリト認メラル出來得ル限り還ニ何等カノ
方法ヲ以テ南洋方面金融ノ緩和ヲ計ラレタシ
然リニ幸南銀行及南洋倉庫ハ之ヲ改善利用セハ邦人南洋發展助
成上多大ノ効果アルヘシト考ヘラルルモ其改善利用ノ方法ニ置
テハ茲ニ省略ス一必要アラハ中島商務官ヨリ意見ヲ上申スヘシ

(出)商標權獲得乃至登録上ノ不利不便ヲ緩和スル具体的方法如何
(答申) 使用主義ヲ採ル英領各地ニ於テハ特ニ商標權獲得上ノ不
利不便ナシ唯邦商殊ニ内地當業者ニ於テ英領商標法ニ關スル智
識少ク且内地ニ於テ信頼スルニ足ル専門家ナキ爲ニ蒙ル不利不

... 諸君ノ御覧ノ如キニシテ...

新シ商標法ノ邦文前子ノ刊行ニ他君等項ノ發表ヲナシツツア
リテ富業者ヲ裨益スルコト大ナリト認ム然レトモ未タ富業者ノ
之ヲ利用スルモノ尠ク充分其利益ヲ發揮セサル筈アレハ之ニ内
... 富業者ニ通知セシムル方法ヲ詳ス...

南洋方面ニ於テ將來本邦人ノ經營シテ有望ナルヘキ事業ノ種類

(2) 産業上ノ發展策

(一) 南洋方面ニ於テ將來本邦人ノ經營シテ有望ナルヘキ事業ノ種類

(答申)

(A) 栽培業

設談、砂糖、麻、ヤ子、茶、シトロネラ

(B) 礦業

鐵、石油、石炭、滿俺、タローム、ボーキサイド

(C) 林業

南洋木材採製材業

(D) 製造工業

製糖、精米、ジュート紡績、綿花紡績、織寸、硝子、陶器、莫

印刷、製糖、製粉、セメント、紙、綿織物、絹織物、織物、菓子、製茶、製紙

(D) 製造工業
燃料工業、製糖工業、製粉工業、紙工業、綿織工業、絹織工業、織工業、菓子工業、製茶工業、製紙工業

(E) 商業

商社、百貨、洋行、海運、銀行、信託、保険、証券、郵便、電話、電報、無線電、航空、汽船、汽車、船舶、倉庫、卸売、小売、銀行、信託、証券、郵便、電話、電報、無線電、航空、汽船、汽車、船舶、倉庫、卸売、小売

(F) 農業

農産物、畜産物、林産物、漁業、養蚕、製糖、製粉、セメント、紙、綿織物、絹織物、織物、菓子、製茶、製紙

(G) 建設

土木、建築、造船、機械、電機、化学、石油、鉄鋼、有色金属、非金属、煤炭、天然ガス、石油、鉄鋼、有色金属、非金属、煤炭、天然ガス

(H) 交通

航空、汽船、汽車、船舶、倉庫、卸売、小売、銀行、信託、証券、郵便、電話、電報、無線電、航空、汽船、汽車、船舶、倉庫、卸売、小売

(I) 衛生

食品、医薬品、化粧品、日用品、玩具、文具、書籍、新聞、雑誌、レコード、映画、テレビ、ラジオ、電気機器、機械器具、船舶、航空機、自動車、トラック、バス、タクシー、自転車、自転車、自動車、トラック、バス、タクシー、自転車

(J) 福祉

福祉、保健、教育、文化、スポーツ、娯楽、観光、外交、国防、警察、消防、消防、警察、消防

大小、玩具、製茶、絹織物、木箱

(二) 右事業ノ現況並其發展ニ障害トナル事情

(答申)

謄謄

最近再市價下落窮境ニ在リ而シテ小規模謄謄ニ於テ殊ニ甚シ

大規模ノモノ及謄領ニ於ケルモノニシテ今日苦境ニ陥リ居ル原

因ハ主トシテ市價ノ下落ニ依ルヘシ尙不況ノ原因ヲ列舉スレハ

(イ) 原價高カリシ事

(ロ) 借入金多ク金利高キ事

(ハ) 地味悪シク規模小ナリシ事

(ニ) 長期低利企業金融機關ヲ缺キタル事

（一） 財政部 財政全般 金融 銀行 証券 物産 貿易 統計 調査 報告 資料

（二） 農林部 農林全般 農業 畜産 漁業 林業 農産物 農具 農機 農薬 肥料 農林統計 調査 報告 資料

（三） 商工部 商工全般 商業 工業 手工業 労働 賃金 物産 貿易 統計 調査 報告 資料

（四） 陸軍部 陸軍全般 兵隊 兵器 軍需 軍用 統計 調査 報告 資料

（五） 海軍部 海軍全般 艦隊 兵器 軍需 軍用 統計 調査 報告 資料

（六） 内務部 内務全般 警察 消防 衛生 社会 労働 賃金 物産 貿易 統計 調査 報告 資料

（七） 文部省 文部全般 教育 学務 文化 芸術 統計 調査 報告 資料

（八） 逓信省 逓信全般 郵便 電信 電話 統計 調査 報告 資料

（九） 陸軍省 陸軍全般 兵隊 兵器 軍需 軍用 統計 調査 報告 資料

（十） 海軍省 海軍全般 艦隊 兵器 軍需 軍用 統計 調査 報告 資料

（十一） 農林省 農林全般 農業 畜産 漁業 林業 農産物 農具 農機 農薬 肥料 農林統計 調査 報告 資料

等ニ歸スヘシ

製糖

現在三工場中二工場ハ大體護謨園ト事情ヲ同フス

麻

現在何レモ苦境ニアリ其主因ハ勿論市價ノ下落ニ在ルモ畢竟充

分ナル資金ヲ有セスシテ着手經營セシニ基因ス

鐵

現在繰業中ノモノ一ナルカ事業其ノモノハ有利ニ經營シ得ルモ

ノナルモ經營者ノ急進方針ニ依リ目下金融ニ窮シツツアルモノ

ノ如シ

木材

本誌

大正十三年... 現業中ノモノ... 目下線業中ノモノ... 如シ

現線業中ノモノ一二アリ堅實ニ經營シ居ルモノハ順調ナル發達ヲ爲シ急進方針ヲ採レルモノハ目下金融ニ窮シツツアルモノ如シ

精米

目下線業中ノモノ一ヶ所アリ工場古キ爲メ有利經營困難ナルカ如シ

(三) 右障害ヲ除却スル方法其他邦人企業ノ發展上效果アルヘキ方策

(答申) 障害ノ大要ハ前述ノ通外部ヨリ來ルモノニアラスシテ自ラ招キタルモノナリ本邦企業家ノ通弊トシテ金融上充分ナル聯絡ヲ採ラス好況中高價買收ヲ事トスルカ爲メ今日ノ苦境ヲ招致シタルモノニシテ積極的ニ發展ヲ劃策スルトセハ先ツ長期低利

南洋地方ニ對スル本邦人ノ移殖ハ賃銀ノ低廉、酷熱、排日立法
等ニ因リ甚タ困難トスル所ナルカ何等カ移民發展ノ方策無キヤ
(答申) 南洋各地官民ハ本邦資本家ノ投資ヲ喜ブモ多數ノ移民ヲ
喜ハス投資企業ニ必要ナル労働者ハ土民、支那人又ハ印度人ヲ
使用スル事ヲ希望シ居レハ假令本邦移民カ本省諮詢中所載ノ困
難ナル事情ニ打勝トスルモ所謂移民ハ之ヲ行ハサルヲ可トス

(3) 移民發展策

(本答申簡略ニ過クルモ會議要録參照アリタシ)

融通ノ機關ヲ創設シ金融ヲ援助スルト共ニ事業經營ヲ指導スル
ニアリ 勸領拓殖銀行ノ例ニ倣ヒ必要ニ應シテ自ラ之ヲ經營スル
コトトスヘシ

南洋地方ニ對スル本邦人ノ移殖ハ賃銀ノ低廉、酷熱、排日立法
等ニ因リ甚タ困難トスル所ナルカ何等カ移民發展ノ方策無キヤ
(答申) 南洋各地官民ハ本邦資本家ノ投資ヲ喜ブモ多數ノ移民ヲ
喜ハス投資企業ニ必要ナル労働者ハ土民、支那人又ハ印度人ヲ
使用スル事ヲ希望シ居レハ假令本邦移民カ本省諮詢中所載ノ困
難ナル事情ニ打勝トスルモ所謂移民ハ之ヲ行ハサルヲ可トス

南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ
南洋漁業ノ發達ニ對シテ本邦人ノ移殖ハ如何ナルニシテ

(二) 例へハ本邦人漁夫移殖ノ途ナキヤ

(答申) 南洋漁業ハ大規模ノ經營ニ適セス土地事情ニ通曉セル者
ヲシテ地方官憲トノ聯絡ヲ採リ少數ノ漁夫ヲ移入シ着手スルヲ
可トス蓋シ斯ノ如キ方法ニ依リテハ人口過剩緩和ノ效ナシト思
考ス

(三) 投資産業ノ發達ヲ計リ本邦人移殖ノ途ナキヤ

(答申) 多少ノ移殖ハ可能ナランモ(一)ニ於テ述ヘシカ如ク多數
ノ移殖ハ望ム可ラス但從來南米方面ノ移民發達ノ障害ハ其地ニ
於テ移民ヲ指導スルモノ無カリシコトト解セラルルトコロ當方
面投資企業附屬移民ハ指導者ヲ有スル點ニ於テ優レルヲ以テ小
數ナカラ此方面ノ移殖ハ助成ノ價值アリト認ム

種ナキモ我々國ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ

西近頃全業開墾等ニハ諸國各々育スル謂ニ然テ我々國ノ小

然テ其類モ諸國ノ所産ナリトシテ我々國ノ小

ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ我々國ノ小

(答申) 是也、海軍ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ

(三) 是實ニ我々國ノ所産ナリトシテ我々國ノ小

種ナキモ我々國ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ

種ナキモ我々國ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ

種ナキモ我々國ハ其類ハ祖國ノ所産ナリトシテ

(答申) 南近頃全業開墾等ニハ諸國各々育スル謂ニ然テ我々國ノ小

(二) 爾ハ本邦人船夫等ノ所産ナリトシテ我々國ノ小

(四) 氣候關係上本邦内地人ノ在住ニ適セストスルモ沖繩縣人等移殖

ノ途ナキヤ

(答申) 特種漁業ノ漁夫トシ又邦人配下ノ行商人トシテ多少移殖

ノ見込ナキニ非ルモ大ナル期待困難ナリ

(4) 本邦航運業助長案

(答申) 會議要録ニ讓ル